

官報

号外

昭和二十九年五月三十日

○第十九回 参議院會議錄第五十四号

昭和二十九年五月三十日(日曜日)午後八時三十分開議

議事日程 第五十四号

昭和二十九年五月三十日

午前十時開議

- 第一 臨時議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第二 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第三 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第四 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第五 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第六 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第七 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第八 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第九 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第十 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第十一 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第十二 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第十三 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第十四 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第十五 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第十六 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第十七 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第十八 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第十九 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第二十 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第二十一 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第二十二 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第二十三 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第二十四 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第二十五 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第二十六 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第二十七 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第二十八 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第二十九 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第三十 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第三十一 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第三十二 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第三十三 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第三十四 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第三十五 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第三十六 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第三十七 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第三十八 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第三十九 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第四十 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第四十一 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第四十二 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第四十三 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第四十四 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第四十五 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第四十六 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第四十七 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第四十八 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第四十九 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第五十 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第五十一 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第五十二 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第五十三 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第五十四 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第五十五 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第五十六 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第五十七 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第五十八 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第五十九 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第六十 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第六十一 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第六十二 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第六十三 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第六十四 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第六十五 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第六十六 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第六十七 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第六十八 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第六十九 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第七十 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第七十一 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第七十二 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第七十三 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第七十四 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第七十五 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第七十六 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第七十七 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第七十八 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第七十九 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第八十 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第八十一 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第八十二 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第八十三 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第八十四 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第八十五 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第八十六 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第八十七 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第八十八 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第八十九 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第九十 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第九十一 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第九十二 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第九十三 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第九十四 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第九十五 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第九十六 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第九十七 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第九十八 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第九十九 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)
- 第一百 議院開議給定法案(第十六回国会開議送付) (委員長報告)

- 第七 日雇労働者の福利厚生施設費国庫補助に關する請願 (委員長報告)
- 第八 信州大学医学部附属病院復興に關する請願 (委員長報告)
- 第九 私立学校教職員共済組合の年金に關する請願 (十七件) (委員長報告)
- 第一〇 茨城大学に工業短期大学設置の請願 (委員長報告)
- 第一一 高等学校校定時制教育等の經費予算化に關する請願 (十件) (委員長報告)
- 第一二 学校給食予算増額等に關する請願 (委員長報告)
- 第一三 学校給食法制定等に關する請願 (五件) (委員長報告)
- 第一四 風水害地域の学校給食に關する請願 (委員長報告)
- 第一五 老朽校舍改築費国庫補助増額に關する請願 (委員長報告)
- 第一六 老朽校舍復旧等に關する請願 (委員長報告)
- 第一七 義務教育費全額国庫負担に關する請願 (委員長報告)
- 第一八 義務教育費国庫負担増額等に關する請願 (委員長報告)

- 第一九 教職員の定員確保に關する請願 (委員長報告)
- 第二〇 学校給食完全実施等に關する請願 (委員長報告)
- 第二一 へき地教育振興法制定促進に關する請願 (三件) (委員長報告)
- 第二二 義務教育費国庫負担法の臨時特例に關する法律制定反対の請願 (委員長報告)
- 第二三 熊本大学に臨海実験所本館建設の請願 (委員長報告)
- 第二四 学校給食法制定に關する請願 (十五件) (委員長報告)
- 第二五 学校給食法制定促進等に關する請願 (十五件) (委員長報告)
- 第二六 学校給食費国庫補助等に關する請願 (委員長報告)
- 第二七 大分県上北津留村小学校校舍改築に關する請願 (委員長報告)
- 第二八 危険校舍改築促進等に關する請願 (委員長報告)
- 第二九 国立民族博物館設置に關する請願 (委員長報告)

- 第三〇 教育環境浄化に關する請願 (二件) (委員長報告)
- 第三一 高等学校老朽校舍改築費国庫補助等に關する請願 (委員長報告)
- 第三二 中学校建築基準引上げ等に關する請願 (六件) (委員長報告)
- 第三三 被災地の学校給食費国庫補助増額等に關する請願 (委員長報告)
- 第三四 青年教育振興助成金増額に關する請願 (委員長報告)
- 第三五 危険校舍改築費国庫補助増額に關する請願 (委員長報告)
- 第三六 公立学校事務職員員の身分に關する請願 (二十三件) (委員長報告)
- 第三七 学校の安全教育拡充強化に關する請願 (委員長報告)
- 第三八 書道教育実施に關する請願 (委員長報告)
- 第三九 幼稚園教育振興に關する請願 (委員長報告)
- 第四〇 工場学校教育に關する請願 (委員長報告)
- 第四一 福岡県桂川町史跡王塚古墳壁面模写費国庫補助に關する請願 (委員長報告)
- 第四二 新潟大学畜産学科設置等に關する請願 (委員長報告)
- 第四三 小学校教員の定数増員に關する請願 (二件) (委員長報告)

- 第四四 教員の定数増員等に關する請願 (二件) (委員長報告)
- 第四五 義務教育費国庫負担増額に關する請願 (委員長報告)
- 第四六 義務教育費全額国庫負担等に關する請願 (三件) (委員長報告)
- 第四七 学校給食費全額国庫負担に關する請願 (委員長報告)
- 第四八 学校建築費等全額国庫負担に關する請願 (委員長報告)
- 第四九 小学校教員の定数増員等に關する請願 (二件) (委員長報告)
- 第五〇 学校給食費全額国庫負担等に關する請願 (委員長報告)
- 第五一 憲法審議会設置に關する請願 (委員長報告)
- 第五二 婦人教育振興費国庫補助増額に關する請願 (委員長報告)
- 第五三 東京水産大学の東京移転に關する請願 (委員長報告)
- 第五四 へき地教育振興促進に關する請願 (委員長報告)
- 第五五 高等学校の図画、工作、理科必修制に關する請願 (委員長報告)
- 第五六 文化財保護法中一部改正等に關する請願 (委員長報告)
- 第五七 公立学校事務職員員の身分等に關する請願 (七件) (委員長報告)
- 第五八 教員の定数増員に關する請願 (三件) (委員長報告)

昭和二十九年五月三十日 参議院會議錄第五十四号

昭和二十九年五月三十日 参議院會議録第五十四号 議長の報告

第五九 奈良県立医科大学の国立移管に関する請願 (委員長報告) 第六〇 危険校舎改築費国庫補助等に関する請願 (委員長報告) 第六一 国宝の保存修理費全額国庫負担等に関する請願 (委員長報告)	第七四 元海軍工しより養成所卒業生の文部省資格認定に関する請願(二件) (委員長報告) 第七五 老朽校舎改築に関する請願 (委員長報告) 第七六 大都市小中学校児童生徒の収容対策に関する請願 (委員長報告)	第八八 教育公務員特例法改正に関する陳情 (委員長報告) 第八九 公立学校事務職員に身分に関する陳情(四件) (委員長報告) 第九〇 公立学校事務職員の身分等に関する陳情 (委員長報告) 第九一 学校保健法制定促進等に関する陳情 (委員長報告) 第九二 危険校舎改築費国庫補助に関する陳情 (委員長報告) 第九三 小中学校教員の定数に関する陳情 (委員長報告) 第九四 中学校雨天体操場建設に関する陳情 (委員長報告) 九五 第十七回オリンピック大会競技場建設費国庫負担に関する陳情 (委員長報告) 九六 静岡県袋井町法多山仁王門等国宝指定に関する陳情 (委員長報告) 九七 理科教育振興法改正に関する陳情(三件) (委員長報告)	農林委員 井上 清一君 同 松永 義雄君 運輸委員 村尾 重雄君 電気通信委員 山田 節男君 労働委員 森田 豊彦君 同 中山 壽彦君 経済安定委員 吉米地藤三君 同 中川 幸平君 予算委員 矢嶋 三義君 議院運営委員 田中 啓一君	同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。 奄美群島復興特別措置法案 同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。 昭和二十九年五月の北海道東南海域暴風雨による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案 水産委員会に付託 日本中央競馬会法案 昭和二十九年四月における凍害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案 農林委員会に付託 同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。 国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案(伊藤卯四郎君外六十三名提出) 大蔵委員会に付託 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(村瀬宣親君外十六名提出) 建設委員会に付託 精神衛生法の一部を改正する法律案(青柳一郎君外十二名提出) 厚生委員会に付託 同日修正議決した左の衆議院提出案は、即日これを衆議院に回付した。
第六二 教育公務員特例法中一部改正に関する請願 (委員長報告) 第六三 学校薬剤師の法制化に関する請願 (委員長報告) 第六四 危険校舎改築に関する請願 (委員長報告) 第六五 冷害地の児童生徒救済に関する請願(四件) (委員長報告) 第六六 理科教育振興法に関する請願 (委員長報告) 第六七 教員の定員確保に関する請願 (委員長報告) 第六八 義務教育学校教員の定員確保に関する請願 (委員長報告) 第六九 高等学校定時制教育等の経費国庫補助増額に関する請願 (委員長報告) 第七〇 高山祭及び屋台保存に関する請願 (委員長報告) 第七一 奄美学生留學費存続に関する請願 (委員長報告) 第七二 五大市定時制高等学校教員の給与に関する請願 (委員長報告) 第七三 国立岩手大学に附属高等学校設置の請願 (委員長報告)	第七七 岡山県備前町伊部南大黒跡を重要文化財に指定するの請願 (委員長報告) 第七八 学校給食法制定に関する陳情 (委員長報告) 第七九 へき地教育振興法制定に関する陳情(二件) (委員長報告) 第八〇 埼玉県山口中学校独立校舎建設等に関する陳情 (委員長報告) 八一 婦人教育振興費国庫補助増額に関する陳情 (委員長報告) 八二 学校給食法制定等に関する陳情(二件) (委員長報告) 八三 高等学校定時制教育等の振興に関する陳情 (委員長報告) 八四 中学校建築基準引上げ等に関する陳情(二件) (委員長報告) 八五 学校給食法制定促進等に関する陳情 (委員長報告) 八六 史跡王塚古墳壁面模写費国庫補助に関する陳情 (委員長報告) 八七 静岡県敷地小学校改築に関する陳情 (委員長報告)	第九八 静岡県袋井町法多山仁王門等国宝指定に関する陳情 (委員長報告) 九七 理科教育振興法改正に関する陳情(三件) (委員長報告) 〇副議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。 昨二十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 八木 幸吉君 大蔵委員 堀木 謙三君 同 森下 政一君 文部委員 松本 昇君 厚生委員 楠原 亨君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 内閣委員 堀木 謙三君 大蔵委員 吉米地藤三君 同 山田 節男君 文部委員 榎原 亨君 厚生委員 中山 壽彦君 農林委員 森田 豊彦君 同 村尾 重雄君 運輸委員 松永 義雄君 電気通信委員 森下 政一君 労働委員 井上 清一君 同 松本 昇君 経済安定委員 八木 幸吉君 同 田中 啓一君 予算委員 阿具根 登君 議院運営委員 中川 幸平君 同	同日労働委員会において、左の常任委員の補欠を左の通り指名した。 理事 井上 清一君(井上清一君の補欠) 同日職員から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

自転車競技法等の臨時特例に関する法律案

同日委員長から左の報告書を提出した。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案(参第一九号)可決報告書

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案修正議決報告書

臨時統帥官定案修正議決報告書

学校給食法案(閣法第一四〇号)可決報告書

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案修正議決報告書

文部委員会審議審査報告書第一号同特別報告第一号

文部委員会陳情審査報告書第一号同特別報告第一号

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定の批准について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国の経営する企業に勤務する議員の給与等に関する特例法案

出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

小型自動車競走法の一部を改正する法律案

北海道における国有の緊急開拓施設等の譲与に関する法律案

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は同院において、本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案

酪農振興法案

同日衆議院から、本院の回付した左の衆議院提出案は同院において、本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

輸出水産物の振興に関する法律案

同日衆議院から、左の本院提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

臘虎臘脚獸類採取捕法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定の批准について承認を求めるの件

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国の経営する企業に勤務する議員の給与等に関する特例法、

小型自動車競走法の一部を改正する法律案

北海道における国有の緊急開拓施設等の譲与に関する法律案

出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案

酪農振興法案

輸出水産物の振興に関する法律案

臘虎臘脚獸類採取捕法の一部を改正する法律案

同日内閣から、皇室会議予備議員である宮城タマヨ君から辞任方申出があつたので後任者の選出を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、検察官資格審査委員会である宮城タマヨ君から辞任方申出があつたので後任者の選出を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、社会保障制度審議会委員である廣瀬久忠君から辞任方申出があつたので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、国土総合開発審議会委員である赤木正雄君から辞任方申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、日本ユネスコ国内委員会委員である加藤正人君から辞任方申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、中央青少年問題協議会委員である加賀山之雄君から辞任方申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日議長から内閣総理大臣宛左の決議を送付した。

中国紅十字会代表招請に関する決議

同日議院において採択することを議決した児童福祉法第二十七條改正に関する請願外百七十四件の請願及び保育所定員制等に関する陳情外七十六件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日人事院総裁浅井清君から一般職の職員給与に関する法律第二條第三号及び第六号の規定に基き、同法に定める勤務地手当の支給地域の区分に関する勧告を受領した。

同日内閣から、皇室会議予備議員である宮城タマヨ君から辞任方申出があつたので後任者の選出を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、検察官資格審査委員会委員である宮城タマヨ君から辞任方申出があつたので後任者の選出を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、社会保障制度審議会委員である廣瀬久忠君から辞任方申出があつたので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、国土総合開発審議会委員である赤木正雄君から辞任方申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日議長から内閣総理大臣宛左の決議を送付した。

中国紅十字会代表招請に関する決議

同日議院において採択することを議決した児童福祉法第二十七條改正に関する請願外百七十四件の請願及び保育所定員制等に関する陳情外七十六件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日人事院総裁浅井清君から一般職の職員給与に関する法律第二條第三号及び第六号の規定に基き、同法に定める勤務地手当の支給地域の区分に関する勧告を受領した。

選挙に当りましては、予備議員の職務を行う順序を定めることになつております。

○杉山昌作君 私は、皇室会議予備議員の選挙は、成規の手続を省略いたしました。議長において指名することとし、なお、その職務を行う順序も、議長に一任するの動議を提出いたします。

○寺本廣作君 私は、只今の杉山君の動議に賛成いたします。

○副議長(重宗雄三君) 杉山君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、皇室会議予備議員に常岡一郎君を指名いたしました。なお、その職務を行う順序は、第二順位といたします。

○副議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、検察官資格審査委員の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。宮城タマヨ君の辞任に伴ひまして欠員を生じましたので、その補充選挙を行います。

○杉山昌作君 私は、検察官資格審査委員の選挙は、成規の手続を省略いたしました。議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

○寺本廣作君 私は、只今の杉山君の動議に賛成いたします。

○副議長(重宗雄三君) 杉山君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、皇室会議予備議員に常岡一郎君を指名いたしました。なお、その職務を行う順序は、第二順位といたします。

昭和二十九年五月三十日 参議院會議第五十四号 議事日程追加の件 国土総合開発審議会委員の選挙 議事日程追加の件 日本ユネスコ国内委員会委員の選挙 臨時確安需給安定法案 中央青少年問題協議会委員の選挙 議 一一七二

○副議長(重宗雄三君) 杉山君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、檢察官資格審査会委員に片柳眞吉君を指名いたします。(拍手)

○副議長(重宗雄三君) 昨日、内閣総理大臣から、国土総合開発審議会委員赤木正雄君の辞任による後任者を指名されたいとの申出がございました。

つきましては、この際、日程に追加して、国土総合開発審議会委員の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○杉山君作君 私は、国土総合開発審議会委員の選挙は、成規の手続を省略いたしましたして、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

○寺本廣作君 私は、只今の杉山君の動議に賛成いたします。

○副議長(重宗雄三君) 杉山君の動議に賛成いたします。

○副議長(重宗雄三君) 杉山君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、国土総合開発審議会委員に溝口三郎君を指名いたします。

○副議長(重宗雄三君) 昨日、内閣総理大臣から、中央青少年問題協議会委員加賀山之雄君の辞任による後任者を指名されたいとの申出がございました。

つきましては、この際、日程に追加して、中央青少年問題協議会委員の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○杉山君作君 私は、中央青少年問題協議会委員の選挙は、成規の手続を省略いたしましたして、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

○寺本廣作君 私は、只今の杉山君の動議に賛成いたします。

○副議長(重宗雄三君) 杉山君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、中央青少年問題協議会委員に宮城タマヨ君を指名いたします。

つきましては、この際、日程に追加して、日本ユネスコ国内委員会委員の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(重宗雄三君) 昨日、内閣総理大臣から、日本ユネスコ国内委員会委員加藤正人君の辞任による後任者を指名されたいとの申出がございました。

つきましては、この際、日程に追加して、日本ユネスコ国内委員会委員の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○杉山君作君 私は、日本ユネスコ国内委員会委員の選挙は、成規の手続を省略して、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

○寺本廣作君 私は、只今の杉山君の動議に賛成いたします。

○副議長(重宗雄三君) 杉山君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、日本ユネスコ国内委員会委員に高橋道男君を指名いたします。

○副議長(重宗雄三君) 日程第一、臨時確安需給安定法案(第十六回国会内閣提出、第十九回国会衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長長の報告を求めます。農林委員長片柳眞吉君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

臨時確安需給安定法案
第十六回国会、第十七回国会及び第十八回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

昭和二十九年四月三十日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井篤八郎

臨時確安需給安定法案
臨時確安需給安定法
(目的)
第一条 この法律は、確安の需給の調整及び価格の安定を図ることを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「確安」とは、硫酸アンモニウム及び政令で定めるその他のアンモニウム系窒素肥料をいう。

2 この法律において「肥料年度」とは、毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。

(確安の需給計画)
第三条 農林大臣及び通商産業大臣は、確安審議会委員の意見を聞いて、毎肥料年度の開始前に、当該肥料年度における確安の需給計画を定めなければならない。

2 前項の需給計画に定める事項は、次の通りとする。

一 前年度からの繰越数量
二 生産見込数量又は輸出見込数量
三 国内消費見込数量
四 需給調整用としての保留数量
五 輸出見込数量
六 生産業者の〇又は輸入業者の在庫見込数量

3 前項第三号の国内消費見込数量は、政令の定めるところにより、国内消費実績の推定量と農業生産の事情とを勘案して定める。

4 第二項第四号の保留数量は、確安の需給の調整のため必要な数量とし、同項第三号の国内消費見込数量の割合を基準とし、確安の需給事情を勘案して定める。

5 第二項第五号の輸出見込数量及び同項第六号の繰越在庫見込数量は、その合計が、同項第一号及び第二号の合計数量から同項第三号及び第四号の合計数量を差し引いて得た数量となるように定める。

6 農林大臣及び通商産業大臣は、第一項の需給計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 農林大臣及び通商産業大臣は、確安の生産条件、需給状況その他経済事情の変動のため特に必要があるとき、確安審議会の意見を聞いて、前条第一項の需給計画を変更することができる。

2 農林大臣及び通商産業大臣は、前項の規定により前条第一項の需給計画を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公表しなければならない。

(生産業者に対する生産の指示)
第五条 通商産業大臣は、肥料の需給の適正化を図るため必要があるときは、肥料審議会の意見を聞いて、第三項第一項の需給計画に基づき、肥料の生産業者に対し、肥料の数量及び品質を定めてその生産を指示することができる。

(保管団体による確安の買取、保管等)
第六条 農林大臣は、確安の需給の調整を図るため、その指定する団体(以下「保管団体」という。)に対し、政令の定めるところにより、

一一七三

昭和二十九年五月三十日 参議院會議録第五十四号 臨時確安需給安定法案

- 3 審議会に会長を置く。
 - 4 会長は、委員のうちから互選する。
 - 5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定したものがその職務を代行する。
 - 7 委員は、非常勤とする。
 - 8 前各項に定めるものの外、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。
- (罰則)
- 第十六条 第十二条第一項又は第二項の規定に違反して、契約をし、又は対価の受領若しくは支払をした者は、一年以下の懲役若しくは十萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 第十七条 左の各号の一に当該する者は、三萬圓以下の罰金に処する。
- 一 第六条第二項の規定に違反して、譲渡し、又は消費した者
 - 二 第十三条第一項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 三 第十三条第二項又は第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - 第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、そ

- の法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。
- 附 則
- 1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める。
 - 2 この法律は、昭和三十三年七月三十一日限り、その効力を失う。但し、その時までにした行為に対する罰則の適用並びにその時まで保管団体が行つた確安の買取、保管及び処分業務の結果第七条の規定により他の業務と区分して経理する会計に生じた欠損又は残余財産についての第八条又は附則第四項の規定の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。
 - 3 昭和二十八年においては、第三条第一項の需給計画は、同項の規定にかかわらず、政令で定める期日までに定めれば足りる。
 - 4 附則第二項の規定によりこの法律が効力を失つた場合において、保管団体が第七条の規定により他の業務と区分して経理する会計に清算の結果残余財産があるときは、政府は、政令の定めるところにより、当該保管団体に対し当該残余財産の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずることができる。
 - 5 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
- 第八条第一項第六号中「肥料の

種類	目 的	経済審議会	肥料審議会
		内閣總理大臣の諮問に應じ、経済に關する重要な政策、計画等につき調査審議すること。	関係各大臣の諮問に應じ、硫酸アンモニアその他アンモニア系窒素肥料に關する重要事項につき調査審議すること。

2 前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む。)に別段の規定がある場合を除く外、政令で定める。

「片柳眞吉君登壇、拍手」

○片柳眞吉君 只今議題となりました臨時確安需給安定法案について、農林委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

本法律案は、第十六回国会に政府から、本院に対しては予備審査のため提出せられ、衆議院における審査状況とも見合つて、今国会まで継続審査に付せられていたものであります。

本法律案は、確安の需給の調整及び価格の安定を図ることを目的とし、これが提案の理由は、確安は化学肥料の大宗として農業上最も主要な生産資材でありまして、その需給の調整と価格の安定を図ることは、農業生産のため、はた又農業経営上極めて重要な事項でありますので、政府は先に肥料対策委員会を設けて、これに諮問してその対策を審議し、その結果来年度の需給調整策及び肥料工業の合理化方策に關する答申を得ましたので、その答申に基いて別途提案にかかる確安工業合理化及び確安輸出調整臨時措置法案に基く合理化促進による生産費の引下げ及び輸出調整の措置に対応して、国内における需要量の確保と国内価格の適正な水準による安定を図るための措置であるとされておるのであります。而して、本法律案の内容は、政府原案によりますれば、大要次のようであります。

即ち第一は、確安の需給計画の策定でありまして、農林大臣及び通商産業大臣は、のちに述べます確安審議会の意見を聞いて、毎肥料年度確安の前年度からの繰越数量、生産見込数量、国内消費見込数量、需給調整用としての保留数量、輸出見込数量及び生産業者の翌年度への繰越在庫の見込数量等の需給計画を策定して、これを公表することとし、以て内需を優先的に確保すると共に輸出を調整することとし、而して国内における確安の需給の調整を図るため農林大臣は指定する団体、即ち保管団体をして生産者から確安を買取り保管せしめ、或いは農林大臣及び通商産業大臣は需給調整のため必要があるとき、審議会の意見を聞いて生産者に対して確安を譲渡するよう指示することができるとの措置を講ずるとするのであります。

次は、生産業者販売価格の公定でありまして、農林大臣及び通商産業大臣は確安の価格の安定を図るため必要があるとき、審議会の意見を聞き、生産費を基準とし、農産物価格その他の経済事情を参照して確安の生産業者の最高販売価格を定めることができることとし、而して農林大臣及び通商産業大臣は確安の生産費その他確安の需給の調整及び価格の安定に關して調査する必要があるときは、確安の生産者又は販売業者に対して権限を以て必要な報告を求め、又立入検査を行

うことができることとなし、更に硫安の需給の調整及び価格の安定に關する重要な事項を調査審議するため、硫安生産業者代表二人以内、販売業者代表三人以内、消費者代表二人以内及び学識経験者二人以内を以て組織する硫安審議會を経済審議所に設置せんとするものであります。

かような政府の原案に対し、衆議院において修正がされたのでありまして、その要点は第一に、この法律の適用を肥料の種類について硫酸アンモニア及びアンモニア系窒素肥料にとどめず、磷酸質肥料及び加里質肥料等に及ぼすことができる含みを以て政令で定める重要肥料ということに拡大し、これに伴つて生産及び生産業者についてのみならず、輸入及び輸入業者にまで本法の適用を及ぼすこととする。第二、通商産業大臣が肥料の需給の適正化を図るため必要があると認めるときは、肥料の生産について生産業者に必要な指示をすることができるとすること。第三、需給調整用肥料を保管する保管団体を農業者の団体に限定する。第四、保管団体が保管する肥料の買取り及び譲渡に対する農林大臣の指示の内容に弾力性を持たせること。第五、保管団体が農林大臣の指示によつて行う保管肥料の買取り及び保管のため必要な資金を政府において貸付することとする。第六、生産業者及び輸入業者の最高販売価格を定め

る場合に、肥料の国際価格をも参照することとする。第七、審議會の審議事項中に日本硫安輸出株式会社に対する通商産業大臣が行う処分等の行為に關する事項を加え、且つその委員の数を九人とあるのを十五人に増加し、これが構成について生産業者代表二人以内を三人以内、販売業者代表三人以内を二人以内、消費者代表二人以内を三人以内、学識経験者二人以内を七人以内——この中には国会議員をも加えることになつております——に改めること。第八、本法の有効期限を法律の成立が遅れたことによつて昭和三十四年七月三十一日まで延期する等でありまして、これら修正に伴つて本法の題名が、臨時硫安需給安定法とあるのを臨時肥料需給安定法に、又硫安審議會とあるのを肥料審議會としようとして修正議決して当院に送付して参つたのであります。

本法草案は昨年七月二十五日第十六回特別国会に提出せられましてから、今日まですでに十カ月を経過しているものであります。その間情勢に相当の変化があつたわけでありまして、例えば硫安の国内市価は本法提案當時に比べて數割を減し、又外貨事情の逼迫によつて磷酸質肥料及び加里質肥料のよ

うに肥料そのものが、或いはその原料が国外からの供給に依存しているものは、硫安とは違つた観点においてこれは需給を調整する必要が提唱せられるに至つた等がこれでありまして。かような事情のため、比較的長い期間に亘る継続審査にかかわらず、審査の意義は衆議院を通過して当院に送付せられてから以後にあるのでありまして、従つて当委員会の審査報告の要點も、おのづからそこに置くことにいたしたいと存じます。

これより先、当委員会におきましては、本法草案が提出せられるに至りましては、本法の審査の前提として国内における硫安の生産費の現況を明確にし、おける必要があるというので、政府に對して各生産会社、各工場別生産費に關する資料の提出が要求せられ、又日本開發銀行における硫安工業合理化資金融資に際し、或いは又農林中央金庫の短期資金の融通に當つても生産費の調査が行われておるべきであるとして、参考人としてこれら両機関の意見を徵する等、相当の労力と努力がこ

報告を申上げることが差控えたいのをお許し願ひたいのでありまして、その他の事項の詳細に關しては會議録に譲ることを御了承願ひたいのであります。併しながら結論的に申上げますと、生産費については政府は、現状においてはこれを調査する権限を持たないという理由によつて確信ある調査を欠き、その他の関係者においても同様な状態でありまして、秘密会における資料の提出及び説明にもかかわらず、納得するに足る生産費を承知するに至らなかつたのでありまして、この点はおと述べます本法草案に關するその後の審査に問題を残した次第であります。又本院通商産業委員長から、衆議院における修正を不当とし

て、次のような申入を受けたのであります。即ち「臨時硫安需給安定法案に關する衆議院の修正中保管団体の資格を農業者団体に限定する点及び肥料審議會委員中肥料販売業者の代表者を減員する点は、商業者に対し不当な差別と好ましからざる影響を与える結果となり、立法政策上の見地からするも穩當でないから、政府原案に戻すよう再修正せらるるよう委員会の決議を以て要望する」というのでありまして、この点で特に申述しておきたいと存じます。

以上述べましたような事情の下におきまして、委員会におきましては、本法草案の前提諸条件、法律案の内容及び衆議院における修正等について、政府当局並びに衆議院の代表者に対して質疑が行われたのでありまして、本法は肥料の消費者たる農民保護を建前とするものであるが、それと肥料工業の育成を狙ひとしたものであるか、その真意如何。政令で定めるその他の重要肥料というものは如何なるものを予定してあるか。過磷酸石灰及び加里塩にも適用する場合規定の需給計画を策定するに當つて需給調整用保管數量等を如何に措置するか。肥料の生産業者に對してのみならず、輸入業者に對しても政府において譲渡の指示ができることとする必要はないか。加里肥料の需給及び市價の現況をどう見るか。供給不足の肥料の需給の安定は、加里肥料の現況によつても窺われるように末端機関である販売業者に對する措置を講ずる必要はありはしないか。過磷酸石灰が長期貯蔵に不適当であるに鑑み、過磷酸に代えて煖石を以て調整保管することができるようにつきべきではないか。衆議院における修正とも關連して、保管団体の性格並びに審議會委員の構成、販売業者代表を減員した理由及び学識経験者委員の内容、最高販売価格決定の要件及びこれが決定の具体的方法、なお、この問題に關連して政府その他から提示せられた硫安のコストに利潤を加えたものは実勢市価より相当上廻り、本法施行の上は肥料は値上りすることになるが、肥料市價

が現在より安くなるという保証があるか。本法案と表裏の関係にあつて別途提案せられておる硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案と本法案との関連性及びその影響、肥料行政機構の現況及びその当否その他諸般の問題について極めて熱心な審議が遂げられたのでありまして、これが詳細は会議録によつて御了承を願いたいのであります。そのうち一、二を拾つて御紹介いたしますならば、「硫安以外の政令で定める重要肥料とは何を意図するか」との質問に対して衆議院代表から、「主として石灰窒素、過磷酸石灰、加里塩及び化成肥料を考へておる。なおその際、輸入肥料については輸入業者にも本法を適用することとした。第十一條の譲渡指示については輸入業者を含んでいないが、これは為替管理の実際の措置によつて措置することのできる」旨の答弁があり、「販売業者が本法を適用する必要はないか」との問に対して、「販売業者に關しては末端価格だけを押えれば遠隔不便な地方においては肥料の供給が却つて不円滑になる等の支障を生じ、配給統制を伴わなければ問題があるので、今後の問題として考えることにしたい」旨答えられ、需給調整用肥料として保管団体をして過磷酸石灰の代りに燐鉱石を保管せしめることについては、愛知通商産業大臣から、「燐鉱石はメーカに割当を行い、製品として消費者

に売るのは原則と考へている。本法を過磷酸石灰に適用する場合、燐鉱石を保管することが必要となつた場合は適当に考慮する」、「本法が過磷酸石灰及び加里塩に適用せられる場合、需給調整としての保管数量に対応する外貨は如何にするか」という問いに対し、同じく通産大臣から、「保管数量分をも含めて外貨を割当てることにする」旨答えられ、保管団体の性格について、衆議院代表から、「保管は需給調整用のためであるから、時期的に又場所的に臨機即応の措置が必要であつて、このためには末端の農業協同組合の倉庫に入れておくべきであり、又商行為団体の保管では保管や譲渡に適正且つ円滑を欠く虞れがあるので、物と懷ろとが同一である農民団体とする必要がある旨述べられました。又、「審議会委員の販売業者三人とあるのを二人に減じた理由については、具体的に、全購連が販売業者代表に予定せられていたのを消費者代表に移したもので、実質的には変りがない」意味の説明が行われ、「硫安の価格が安くなる保証があるか」との質問に対して愛知通商産業大臣及び保利農林大臣から、「価格を合理的に下げること考へている。法律実施後肥料の価格が高くなるようなことがあれば、それは問題であつて、価格の下ることを期待している。農産物価格と均衡をとり、成るべく国際価格に近付けることを考へている」等答

えられております。なお価格引下げの前提として、肥料工業合理化計画及びこれが実現性並びにその効果が尋ねられ、今までの実績その他の事情から、その実現性の稀薄なことが究明されたとところ、愛知通産大臣及び保利農林大臣から、「未確定の要素はたくさんあるが、この間を縫つて極力努力したい。現状において困難であつても、今後打開されるものもあり、各種の困難は予想されるが、これを克服して目標の達成に努力したい」旨答えられたのであります。

かくして質疑を終り討論に入りましてところ、河野委員から、「衆議院における修正によつて硫安のような国内において供給過多の肥料と過磷酸石灰及び加里塩のように不足な肥料とを同一の法律によつて律せんとするところに無理があり、運用上の困難があるが、別個の立法をすることは時間的に余裕がないので、改善の策として衆議院の修正に即応して必要な規定を整備する趣旨によつて、農林大臣及び通産大臣が行う肥料の譲渡に関する指示の対象として輸入業者を加へ、又肥料の需給の調整を図るため止むを得ない必要がある場合には、農林大臣は肥料に代えて燐鉱石等の肥料原料の買取指示をすることができるとするよう修正したい」旨の動議が提出せられ、森田委員から、「河野委員の趣意は諒とされるところであるが、行政措置によ

つて必要な方法が可能であるから修正には反対である」旨発言があり、江田委員からは、「本法はその運用上及びこれが効果に危惧があるが、関係大臣の言明を一応受け入れ、且つ、法律の体裁を整えるためとの趣旨によつて、衆議院送付原案に河野委員の修正を加えて賛成すると述べられ、併せて肥料工業の合理化の推進、肥料のコストの調査の正確、肥料価格の低下安定、会社経理の適正、肥料行政の一元化、肥料輸出による影響が内地農民に及ぼす打撃の防止等について当局の善処を求められ、北委員からは次のような附帯決議、即ち

一、從來想定されている硫安のコストは、政府の説明によつてみても明らかであるとおり、償還性を欠き、実際に比べて相当割高のようである。ここに本法の成立を契機として従来の行懸りを一掃し、肥料のコストの調査に最善を尽してその正確を期すること。

一、肥料工業の合理化を強力に推進し、会社経理の適正に留意し、肥料価格の低下安定に遺憾なからしめること。

一、需給調整用肥料の保管団体に對し、農業者の団体以外の団体に對しても機会を与えるよう措置すること。

一、本法の運用を適正円滑ならしめるため現在農林・通商産業両省に

分掌二元化せられている肥料の行政事務を出来るだけ早い機会に一元化すること。

という附帯決議の動議が提出せられ、かくして討論を終り採決に入り、先づ河野委員の動議による修正案は多数を以て可決、修正部分を除く衆議院送付案は、全会一致を以て可決、北委員提案の附帯決議は、全会一致を以て可決せられ、結局多数を以て本法案は、衆議院送付案に河野委員提案による修正を加えて可決せられた次第であります。

右、御報告いたします。(拍手)

○副議長(重宗雄三君) 本案に對し、討論の通告がございします。順次発言を許します。宮本邦彦君。

〔宮本邦彦君登壇、拍手〕

○宮本邦彦君 私は自由党を代表いたしまして、只今上程されました臨時硫安需給安定法、衆議院送付案に賛成し、修正案に反対するものであります。(拍手)

次に少しくその理由を申し上げてみたいと思ひます。(拍手)理由の第一は、私は、長い間農林委員をやつて参りました。私も農村の問題に關する限り、私も真剣でございします。私もこの肥料の問題について真剣に審議をいたしたつもりでございます。で本修正案の提案者である河野君の農村に対する熱意ある修正の意気にも私は感銘しております。又、江田委員の衆議院送付案に對

する良識ある参議院としての法案の修正の形式論にも、私は敬意を表しておきます。ただ、私が本案にどうしても賛成することのできなかつた我が党としての立場をここで開明したいと思ふのであります。(拍手)第一の理由は、何であるか。これは今日の日本の経済を見て御覧なさい。日本の国の産業の大部分の重要産業の原料は皆海外から持つて来なければなりません。これは資源乏しき日本の置かれたる悲しき運命でございます。この悲しき我が国の現状において、我々は、自由党は、厳しい一兆円の予算の枠内において、日本の経済の安定を策し、なお飛躍的な発展を、今日、厳しい寛裕を以てスタートしたのであります。このときに当りまして、ただ一つ、如何に農村の問題とはいひながら、消費者に原料を保管させるという原則を打立てることは、あらゆる、今日我々が苦勞して来た日本産業を混乱に導くところの一つの大きな導火線となるのであります。(拍手)私も、これを注目に看過することはできません。衆議院から送付されました法律案の修正者の御意見も、その点には同感しております。本来この法案は、臨時硫酸供給安定法という名前のごとく、硫酸肥料及び硫酸系窒素肥料の安定を策したところの立法であつたのであります。(選挙演説みたいじやないか?)と呼ぶ者あり(これを衆議院において、肥料という名前で以て修正

して参つたのであります。併し、その肥料は、名前だけであつて、内容の乏しかつたことは、江田委員の指摘する通りであります。(その通りだ!)と呼ぶ者あり)けれども、今日の日本の経済段階において、こういった一大改革が軽々になさるべきものではございませう。(その通り)軽々じやないよ!と呼ぶ者あり)理由の第二といはしますところは、今申上げましたように、誠に内容不徹底極まるどころの法案の修正案であつて、而も河野君の熱意ある修正も、なる一片の修正であり、こんな修正で以て重大なる日本の国の肥料行政をあづかつておる行政府は、全く運営の能力をなくしてしまふのであります。(拍手)こういった法案を我々は賛成することができません。なお且つ皆さんが御存じのように、日本の国の今日の外貨事情は非常に悪化しております。この厳しい僅かばかりの外貨を、農村のために、できるだけ有効に、適切に利用するために……、(だまつて聞け)「おとなしくしろ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)○副議長(重宗雄三君) 静粛に願います。

○宮本邦彦君(純) 外貨による過剰な肥料、或いは加里肥料というやうなもの、輸入したその数量が、最も農村のために適正に配分され、そして量的に満足することが、我が国の肥料価格を安定し、農村のために最も喜ばれることではないかと思ふのであります。(拍手)原料を一方所に、或いは数カ所に製造能力のないところの団体にこれを保管せしめるときに、この乏しい肥料が円滑に行くと考えられません。こういったことを勘案いたしますと、私どもは今日の段階において、絶対にこの修正案に賛成することはできないのであります。(拍手)私はこの意味におきまして、本案に反対するものであります。(拍手)○副議長(重宗雄三君) 江田三郎君。江田三郎君登壇、拍手)江田三郎君 私は日本社会党を代表いたしました。只今上程されました臨時硫酸供給安定法案についての委員長報告の修正議決に賛成いたすものでございします。(拍手)

本法案は、第十六国会以来、一年以上継続審議されたのでありますが、これが立案された動機は、当時硫酸の出血輸出が行われまして、この犠牲が農民に転嫁されていることを是正するということから出発したのであります。が、その後硫酸市場の実情が大きく変りましたため、今日では硫酸に關する限り供給安定の問題は、さほど緊迫性を持つてはいないのであります。供給はやや安定いたしておりますけれども、併しこの価格は、国際価格に比べますという、相当高値でございまして、これを国際価格並に下げるといふ措置をとることが必要なことは申すまでもございせん。(拍手)そのため政府は別途硫酸工業合理化及び硫酸輸出調整臨時措置法案を提出しておるのであります。が、この法案の内容は至つて頼りないものでございします。五カ年間に三十億円の合理化資金を注ぎ込んで、トン当り十五ドル、コストを下げるというのでありますけれども、この二百三十億円の資金計画は何ら具体化されておられません。本年の二十九年度につきまして、六十億円の資金計画について、開發銀行から幾ら貸すのか未だきまつていないという状態でございまして、これでは至つて頼りないものでございします。一方輸出会社にいたしましても、これは専門家に言わせましても、果してこれが運賃できるかどうか非常に疑問だと言われるやうなものであります。この合理化或いは輸出会社によりまして、五カ年間にコストを十五ドル引下げるといふことは、余り大きな期待が持てません。併し農林大臣、通産大臣は、本法案成立の際には、硫酸価格を必ず現在の実勢相場より引下げると言明されましたので、一応私たちはこの言明を信用いたしまして、価格が幾分でも下げられるならば、農家に利益を与えるものとして賛成いたすものであります。又政府が本當にやる気でありますれば、今日硫酸会社の中には、一年に一億三千万円以上の交際費を使つておる会社もございまして、それがどこへ流れるかは別にいたしまして、これを是正いたしまして、硫酸価格は下げ得るのであります。

硫酸については以上のごとくであります。現在肥料界の実情は、硫酸よりも加里或いは燐酸が問題なのであります。加里のごときは、農林省が「かます」九百五十円の適正価格を示しておるにかかわらず、末端では「かます」千四百円にもはね上つております。加里も燐酸も、これは申すまでもなく、原料を輸入に待つものであります。外貨事情が悪化しております。今日、硫酸よりもこれら加里、燐酸に対しての措置が必要なのでございまして、そこで私どもは、この法案を修正いたしまして、加里や燐酸についても硫酸と同じように需要量の割を保管し、或いは価格なり、現物の譲渡の指示ができるようにしなければ、本當の今日の事情には適応しない、こう考えるのであります。(拍手)ところが衆議院は、今後事情によつて、いつでも加里や燐酸を政令で加えて行けるやうにという修正をいたしました。私どもは実はこれでは不十分であり、もはや今日の加里、燐酸の実情は放任を許し得ないものがあると考えまして、衆議院修正のように、事情を見て云々というのではなくして、即時硫酸、加里について、供給安定法の適用するように修正しなければならんと思つております。

(拍手)併しこの点につきましても、愛知通産大臣から、「今後外貨事情がどうあろうと、必要な加里や燐鉱石は責任を以て輸入する」と言明されましたので、これ又一応通産大臣の言明を信用いたしました。衆議院修正のように、今後事情によつていつでも政令によつて加里や燐鉱石を加えて行くということに賛成するのでございます。ところが、私もこのように衆議院の第二条の修正に賛成いたしますと、これは自由党の皆さんも賛成でございますが、賛成いたしますと、これに関連して第六条と第十一条を法律の形式としても当然修正しなければならぬ問題が起きて来るのであります。即ち加里が政令によつて加えられますと、と、第十一条によつて譲渡しの指示をするることになります。十一條の衆議院送付案で行きますと、譲渡しの指示は生産者にするのであります。ところが加里は、御承知のように日本の国内では一つもできません。これは全部輸入なのでございまして、譲渡しの指示をしようにも生産者というものがいないのであります。誠にナンセンスでございます。当然生産者があるところに輸入業者を加えて行かなければ、法律として形を整わないのであります。これは宮本さんのような主義主張の問題ではなくして、第二条の衆議院修正に伴う必然の修正なのでございます。(拍手)又燐鉱石が政令で加えられまし

た場合は、第六条によりまして保管をすることになっておりますが、これ又、皆御承知の通り、燐鉱石というのは保管がきかないのでございまして、強いて長期に保管をいたしますと、いと、愛知のたしきで大きな損失を引き起すのであります。現に戦争中に政府が燐鉱石の保管によつて莫大な損失を受けたことは皆様の御承知の通りであります。こういうふうなわけで、国に莫大な損失を来さないためには、原料である燐鉱石で保管する以外に方法が付かないことは、肥料の専門技術者の人が認めるところでございまして、従つて第二条の衆議院修正に伴つて、第六条を製品だけでなく原料でも保管できるように修正しておきませんと、必ずしも国家が莫大な損害を受けることになるのであります。あなた方も、国家にわざと損害を来すことは御賛成ではないと思つてございまして、(拍手)従つてこれ又主義や主張の問題ではなくして、誰が考えても当然の修正なのでございまして、(その通り)「当然じゃない」と呼ぶ者あり

以上のように、この修正部分は、第二条について政府案の硫酸及びアンモニア系養分肥料となつておつたのを、衆議院が、他の燐鉱石や加里も、政令で加えられると修正したことに伴う必然の修正であり、若し第二条の衆議院修正を認めないのなら別でございますけれども、これを認める限りは、主義主張で賛否が分れる問題ではないのであります。自由党の皆さんも、衆議院修正を賛成なさつておる。而もなお、この河野修正案に反対という方は、これはどうも筋が立たないのでございまして、この点、宮本さんも先ほどお認めになつておるようでございまして、又、現に衆議院の修正者の代表も、農林委員会に参られまして、この私どもの主張をはつきりと是認されておるのであります。政令で加里や燐鉱石を加えるときには、そのときに法律を修正すればいいと言われましても、若し国会の休会中に政令でこれを改められたら、付け加えたならば、一体どうなるのであります。法律の修正は、国会休会中はできないのであります。これはもう私がこれ申さなくてもよくわかつたことだと思つてあります。この反対には、或いは業者筋からの運動というふうな声もありますけれども、私はさうなことはデマであらうと思ひまして、恐らくこれに反対をなさる皆さんには何か誤解があるのではないかと思つてあります。修正をしないで行政措置でできるといふ意見もございまして、法律が生産者と向き合つておるのに、輸入業者に指示を免ずることは、行政措置では不可能でございます。行政措置は、法律で定まつた枠の中で行えるのであります。法律の枠のそとに出た措置をすれば、それは行政措置ではなしに違法措置ということになることは、これ又、私が申す

必要のないこととでございます。会期末の混乱の折柄でございますが、私も、参議院は参議院らしい良識によりまして、法律としての形を整えるために、衆議院の修正者さへも是認されておりますところのこの修正に、きちんと全会一致で御賛成下さることが、参議院の権威を高めるゆゑんと感ずるのでございます。(拍手)

○副議長(重宗雄三君) これにて、討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。委員長(報告は、修正議決報告でございます)。

先ず委員会修正案全部の問題に供します。本修正案の表決は、記名投票を以て行います。本修正案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○副議長(重宗雄三君) 投票漏れはございませんか……投票漏れはないと認めます。

これより開票いたします。投票を参事に計算いたさせます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

必要のないこととでございます。会期末の混乱の折柄でございますが、私も、参議院は参議院らしい良識によりまして、法律としての形を整えるために、衆議院の修正者さへも是認されておりますところのこの修正に、きちんと全会一致で御賛成下さることが、参議院の権威を高めるゆゑんと感ずるのでございます。(拍手)

○副議長(重宗雄三君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百九十四票。
白色票 百三票。
青色票 九十一票。

よつて委員会修正案は可決せられました。

〔参照〕

賛成者(白色票)氏名	計三名
河野 謙三君	佐藤 伯武君
岸 良一君	片柳 眞吉君
梶原 茂嘉君	楠見 義男君
柏木 庫治君	井野 碩哉君
石黒 忠雄君	飯島連次郎君
加賀山之雄君	赤木 正雄君
森 八三一君	村上 義一君
三浦 辰雄君	前田 穰君
廣瀬 久忠君	野田 俊作君
竹下 豊次君	高橋 道男君
島村 軍次君	永岡 光治君
三輪 貞治君	湯山 勇君
大和 與一君	木下 源吾君
内村 清次君	秋山 長造君
阿貝根 登君	海野 三朗君
大倉 精一君	河合 義一君
岡 三郎君	亀田 得治君
近藤 信一君	竹中 勝男君
清澤 俊英君	成瀬 隆治君
小酒井義男君	佐多 忠隆君
重盛 壽治君	江田 三郎君
小林 孝平君	久保 等君
堂森 芳夫君	田畑 金光君
森崎 隆君	高田なほ子君
安部キミ子君	矢嶋 三義君

藤田 進君 岡田 宗司君
田中 一君 戸叶 武君
栗山 良夫君 吉田 洪晴君
藤原 道子君 小笠原三三男君
菊川 孝夫君 若木 勝蔵君
山田 節男君 天田 勝正君
松本治一郎君 中田 吉雄君
三橋八次郎君 千葉 信君
羽生 三七君 野溝 勝君
荒木正三郎君 三木 治朗君
山下 義信君 市川 房枝君
東 隆君 三浦 義男君
石川 清一君 有馬 英二君
鈴木 強平君 松浦 清一君
赤松 常子君 深川タマエ君
寺本 廣作君 松浦 定義君
須藤 五郎君 平林 太一君
加藤シヅエ君 鈴木 一君
加藤 完君 千田 正君
松澤 兼人君 上條 愛一君
最上 英子君 堀木 鎌三君
笹森 順造君 菊田 七平君
長谷部ひろ君 木村鶴八郎君
相馬 助治君 村尾 重雄君
棚橋 小虎君 鶴見 祐輔君
一松 定吉君 松原 一彦君
大山 郁夫君

反対者(青島)氏名

九十一名

高野 一夫君 西川弥平治君
石井 桂君 井上 清一君
関根 久蔵君 川口爲之助君
吉田 萬次君 酒井 利雄君
佐藤清一郎君 鈴木 亨弘君
谷口弥三郎君 宮本 邦彦君
長島 銀蔵君 長谷山行毅君
宮田 重文君 滝井治三郎君
田中 啓一君 大矢半次郎君
石川 榮一君 岡崎 眞一君
石原幹市郎君 植竹 春彦君
岡田 信次君 松岡 平市君
大谷 登潤君 一松 政二君
西郷吉之助君 中川 幸平君
北村 一男君 左藤 義詮君
寺尾 豊君 中川 以良君
山縣 勝見君 津島 壽一君
青木 一男君 大野木秀次郎君
小龍 彬君 古池 信三君
伊能兼次郎君 杉原 荒太君
堀原 亨君 大谷 賢雄君
宮澤 喜一君 高橋 衛君
横山 フク君 西岡 ハル君
重政 庸徳君 小澤久太郎君
應島守之助君 木内 四郎君
藤野 繁雄君 雨森 常夫君
石村 幸作君 青山 正一君
秋山俊一郎君 入交 太蔵君
仁田 竹一君 松平 勇雄君
加藤 武徳君 上原 正吉君
郡 祐一君 山本 米治君
小野 義夫君 愛知 葵一君
平井 太郎君 川村 松助君
堀 末治君 白波瀬米吉君
池田幸右衛門君 島津 忠彦君

松野 鶴平君 小林 英三君
草葉 隆圓君 黒川 武雄君
石坂 豊一君 井上 知治君
岩沢 忠恭君 木村徳太郎君
苦米地義三君

○副議長(重宗雄三君) 次に只今可決せられました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。

修正部分を除いた原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて修正部分を除いた原案は、可決せられました。

よつて本案は、委員会修正通り議決せられました。

○副議長(重宗雄三君) 日程第二、硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案(第十六回国会内閣提出、第九回国会衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。通商産業委員長中川以良君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案

第十六回国会、第十七回国会及び第十八回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

昭和二十九年五月十日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井瀧八殿

〔小字及び一は衆議院修正〕

硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案

硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案

第一条 この法律は、硫安工業の合理化を促進し、及び硫安の輸出を調整することを目的とする。

第二条 この法律において「硫安」とは、硫酸アンモニア及び政令で定めるその他のアンモニア系窒素肥料をいう。

第三条 通商産業大臣は、硫安工業の合理化を促進するため必要があると認めるときは、硫安審議会の意見を聞いて、硫安の生産業者に対し、生産設備及び技術の近代化、企業形態の改善その他の措置を講ずべき旨を勧告することができる。

第四条 政府は、必要があると認めるときは、硫安の生産業者に対し、硫安工業の合理化を促進するため必要な資金について、融通のあつたその他適切な措置を講ずるものとする。

第五条 日本硫安輸出株式会社(以下「会社」という)は、硫安の輸出に関する事業を経営することを目的とする株式会社とする。

第六条 会社は、左の業務を営むものとする。

一 輸出入の硫安の譲受

二 硫安の輸出

三 輸出入者に対する輸出入の硫安の譲渡

四 前三号の業務に附帯する業務

2 前項第一号の硫安の譲受は、臨時硫安需給安定法(昭和二十八年法律第 号)第十〇条第一項の規定により通商産業大臣の承認を受けた買入計画に従つて行うものとする。

(商号の使用制限)

第七条 会社以外の者は、その商号中に日本硫安輸出株式会社という文字を使用してはならない。

(定款の変更等)

第八条 会社の定款の変更、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(監督)

第九条 通商産業大臣は、公共の福祉を確保するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第十条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、会社からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、会社の事務所若しくは倉庫に立ち入り、その帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

昭和二十九年五月三十日 参議院會議第五十四号 硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案

一一八〇

2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(輸出の制限)

第十一条 会社以外の者は、会社から譲り受けたものでなければ、硫安を輸出してはならない。

(流用の禁止)

第十二条 輸出する目的で会社から硫安を譲り受けた者は、当該硫安を輸出以外の用に供してはならない。但し、会社に譲渡する場合、この限りでない。

(協定の認可)

第十三条 硫安の生産業者は、臨時硫安需給安定法第十〇条第一項の承認があつた後において、通商産業大臣の認可を受けて、会社に譲渡すべき硫安の数量又はその取引条件について協定を締結することができる。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、その協定の内容が不当に差別的であると認めるときは、認可をしてはならない。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)
第十四条 私的独占の禁止及び公正

取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、会社の行つた正当な行為及び硫安の生産業者が前条第一項の認可を受けてする行為には、適用しない。但し、不正な取引方法については、この限りでない。

(罰則)

第十五条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の規定に違反して硫安を輸出した者

二 第十二条の規定に違反して硫安を輸出以外の用に供した者

第十六条 第九条の規定による命令に違反し、又は第十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合においては、その違反行為をした会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

第十七条 第十條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第十九条 第七條の規定に違反して商号中に日本硫安輸出株式会社という文字を使用した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十一条及び第十二條の規定は、会社の設立の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律は、昭和三十三年七月三十一日又は会社の解散の時のいづれか早い時に、その効力を失ふ。但し、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

3 この法律の施行の際現に硫安の輸出の契約を締結している者は、第十一条の規定にかかわらず、輸出することを妨げない。

4 通商産業大臣は、発起人を指定して、会社の設立に関する事務を処理させる。

5 発起人は、定款を作成して通商産業大臣の認可を受けなければならない。

6 発起人は、設立の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

7 この法律の施行の際現にその商号中に日本硫安輸出株式会社という文字を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその商号を変更しなければならない。

8 第七條の規定は、前項の期間内は、前項に規定する者には、適用しない。

〔中川良君登壇、拍手〕

○中川良君 只今議題となりました硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案につきまして、当委員会における審議の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

先ず本法案の骨子について申し上げます。その第一は、硫安工業の合理化計画を策定し、これを強力に推進して、可及的速かに国際的に割高な我が国現在の硫安製造コストを国際的水準に引下げることであります。第二は、右の

合理化計画が達成せられるまでの間、日本硫安輸出株式会社という特別の輸出機構を設け、これによつて輸出の条件をできる限り有利ならしめると共に、輸出によつて生じた損失を国内に転嫁せざるよう措置することにあります。

本法案は去る第十六国会に提出をされ、爾來審査を継続して今日に至つたものであります。本法案と同時に提出された臨時硫安需給安定法案が、通商産業院において臨時肥料需給安定法案と修正をされました結果、同法案と密接な関連を持つ本法案におきまして、多少の字句の修正が施されたのであります。

委員会における質疑応答の詳細は、すべて速記録に譲りたいと存じます。去る二十八日質疑を終了、直ちに討論に入りましたところ、三輪、小松両委員は反対、武蔵、加藤、高橋、豊田

の各委員は賛成の意を表せられました。特に加藤委員は、政府は硫安輸出会社の解散時において赤字が残存せぬよう本法の運営に万全を期すると共に、万が一赤字が残存する場合においても、これを国の資金を以て処理すべからざる旨を強調されたのであります。

以上で討論を終り、採決に入りましたところ、多数を以て衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○副議長(重宗雄三君) 本案に対し、討論の通告がございまして、発言を許します。三輪貞治君。

〔三輪貞治君登壇、拍手〕

○三輪貞治君 討論に入る前に、只今の委員長報告に非常に重大な誤りがありますので、私から訂正をしておきます。

加藤委員が条件を付けて賛成されたというのは誤りであつて、加藤委員は、委員会でも明らかに反対の討論をされておりますから、訂正をいたしておきます。(「違ふや」と呼ぶ者あり)

私は日本社会党を代表いたしましたし、只今議題となりました(「取消せ」と呼ぶ者あり)硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案に対しまして、反対の意思を表明し、以下その理由を申述べたいと思つております。(「行過ぎだ取消せ」と呼ぶ者あり)

本法案は二つの目的を以て構成されておるのであります。一つは、硫安工業の合理化の問題であり、他は硫安の輸出会社を設立する問題であります。硫安工業を合理化し、生産コストを下げまして、一面において安い硫安を農民大衆に提供すると共に、他面において輸出の伸張を図り、外貨の獲得に努めることは何人も異存のないところであります。併しながら硫安工業の合理化は、他の基礎産業と共に、当然今までに行われていなければならぬ問題でありまして、吉田内閣は五カ年間も政局を担当し、日本経済を指導しながら、あらゆる企業をいわゆるコスト高のために、二重価格で輸出せねばならぬ状態にして来たのでありまして、その責任は重大なるものがあるのであります。而も今日あつてこの問題を取上げて来たゆえんは、一昨年来秋以来、二重価格、出血輸出の負担を消費者農民に押し寄せて来たことに對する強い農民の反對が起つて参つたことにあるのでありまして、(委員長の報告は正確だ)「取消せ」と呼ぶ者あり(当然今までもやらなければならぬことを怠つて来た政府の失敗を責めねばならぬと思ふのであります。(拍手)併しそれだからといって、(冒頭の発言を取消せ)と呼ぶ者あり)遅滞しながら今日硫安工業の合理化をしようといふことに對しましては、反對はいたしません、合理化の前提となるべき

硫安メーカーのコストそのものが我々には明確に示されていらないのであります。硫安が今日二重価格で輸出されている根拠も明確でないのであります。我が党の江田君が、先般本議場を通じて、国会法に基いて資料の提出方を求めたのに對しまして、(議場を何と思つてゐるか)「無責任なことを言ふな」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)政府は私企業に立入つて調査する権限のないことを理由に、その発表をいたしてはいないのであります。委員会の秘密会で御発表になつたもので推定の域を出でないものであるのでありまして、自己の経理内容も発表せず、経営が苦しい、赤字輸出だ、出血だ、何とかしてくれと言ふことは、我が納得し得ないところでありまして、而もそれでいて、硫安会社の二十七年の配当を見ますと、おおむね二割以上の配当となつておるのであります。(拍手)一方に苦しい経済に喘いでいる農民に對する対策は、MSAで余剰小麥が来るというので、食糧増産の熱意が失われたのでありまして、疎かに放置されております。一方、コストも発表せず、高率配当をしているものに政府が多額の援助的融資をなし、保護的立法をすることは、我々の納得できないところでありまして、次に本法の最も大きな狙ひは、独禁法を排除する輸出会社の設立にあることは論を待たぬところでありまして、と

ところでこの問題の輸出会社のことでございまして、これを一見したところ、出血輸出で生じた赤字を棚上げすることによりまして、国内価格に對するしわ寄せを避け、消費者農民に對する調整が考慮されているように考えられます。併しながら仔細に検討するに及んで、その欺瞞性とお得意の資本家擁護の政策であるということが明らかになつて参りました。(議長々々)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) ○副議長(重宗雄三君) 静粛に願います。 ○三輪貞治君(純) 輸出会社に棚上げされた赤字が、結局どう処理されるかといふことにつきましては、希望的観測以外に明確な見通しを聞くことができませんのであります。政府当局の説明によれば、輸出会社出発と共に積上げられて行くのでありまして、この赤字は、その後の合理化による黒字で相殺されるということになつておるのであります。前に指摘いたしましたように、本法に規定してある合理化対策を以て、我が硫安価格を現在の六十ドル以上から一挙に五十ドル以下の国際価格並に引下げるということは不可能であります。時限立法の切れる五年後において、この会社設立当初の棚上げされた赤字がその後の黒字輸出で相殺されて零になるなどというのは、作文ならいざ知らず、現実には余りにも甘い見通しであると言わねばなりません。外国といえども刻一刻と合理化を進めているのであつて……(議場喧騒) ○副議長(重宗雄三君) 静粛に願います。 ○三輪貞治君(純) むしろ我々はその差の拡大することを恐れておるのであります。(やめる)「黙れ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) 若し五年目に赤字が残つたならば、その際には一体どうなるのか。政府でこの赤字を尻拭いするのか。メーカーが自己の責任でこれを引受けるのか。二つに一つでありまして、輸出会社の尻拭いを政府資金で行うといふことは、それはそれは国民一般の犠牲において処理されることとなり、又関係メーカーによつて行ふといふことは、それはそれはやがて消費者農民へのね返りとなることは当然であるのであります。(拍手)然りといたしますならば、輸出会社の赤字棚上げは、農民への影響を時間的に引延ばすだけのことに過ぎないのであります。これを要しますに、本法案は、極言いたしますならば、羊頭を掲げて狗肉を売るごまかし法案である。(拍手)最終の利益者は農民大衆にあらずして、実に旧財閥会社を主軸とする硫安メーカーであるところに問題があると思ふのであります。(拍手)農民と肥料の關係は、全く宿命的なものでありまして、現在投下した肥料資金が必ずしも回収される見通しのないこと

が、しばしばあるのであります。一年の丹精も、秋の収穫時に一朝不測の台風、水害等の災害が襲来いたしますならば、血の出るような努力も水泡に帰するのであります。にもかかわらず、借金をしてまで肥料を購入しなければならぬところに農民の宿命的なものがあるものであります。(拍手)過去における農家の破産、倒産の大部分は、諸君はおわかりにならんだらうけれども、実にこの肥料代の負債の累積の結果であつたのであります。肥料商から借りた肥料代が、不慮の不作で支払えない。悪因縁ができて、高利貸の条件で次の肥料を借りる。だんだんにこれが累積をして、遂には田畑、家屋敷を取られ、娘を身売りしなければならぬ。こういうケースが実に多かつたのであります。然るに政府のやつておる肥料政策は、全く肥料資本家のみに奉仕せんとおるのであつて、吉田内閣の本性を最も露骨に現わしておる言ひでございます。(拍手)私はかような見地から本法案に反對をいたす次第であります。(拍手)「議場喧騒、騒ぐな」(速記録を調べてみる)「呼ぶ者あり」 ○副議長(重宗雄三君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

昭和二十九年五月三十日 参議院會議録第五十四号 教育公務員特例法の一部を改正する法律案外一件

○副議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は、可決せられし

○副議長(重宗雄三君) 日程第三、教育公務員特例法の一部を改正する法律案(荒木正三郎君外十九名発議) 日程第四、学校給食法案(内閣提出、衆議院送付)

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。文部委員会理事御木亨弘君。

〔進行々々、やらんやらやめてくれ、議事進行と呼ぶ者あり、その他発言する者多し〕

○副議長(重宗雄三君) 御木さん御登壇願います。議案が出ております。

〔何をしているのだ、議長の名があるじゃないかと呼ぶ者あり、その他発言する者多し〕

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

右の議案を議決する。

昭和二十九年五月二十九日

発議者

荒木正三郎 相馬 助治
高田なほ子 長谷部ひろ
高橋 道男 吉田 萬次

の日に正式のものとなるものとす

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

学校給食法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年五月二十七日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

学校給食法案

学校給食法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校給食が児童の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることに鑑み、学校給食の実施に關し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充實を図ることを目的とする。

(学校給食の目標)

第二条 学校給食については、小学校における教育の目的を実現するために、左の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一 日常生活における食事に對して、正しい理解と望ましい習慣を養ふこと。

二 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養ふこと。

三 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。

四 食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。

(定義)

第三条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める小学校、盲学校、ろう学校又は養護学校(以下「小学校等」と総称する)において、その児童に對し実施される給食をいう。

(小学校等の設置者の任務)

第四条 小学校等の設置者は、当該小学校等において学校給食が実施されるように努めなければならない。

(国及び地方公共団体の任務)

第五条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るために努めなければならない。

(経費の負担)

第六条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、小学校等の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童の保護者(学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者をいう)の負担とする。

(国の補助)

第七条 国は、公立又は私立の小学校等の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。

(補助の申請等)

第八条 小学校等の設置者は、前条の規定により国の補助を受けようとする場合には、政令で定めるところにより、文部大臣に補助金の交付申請書を提出しなければならない。

2 文部大臣は、前項の規定により補助金の交付申請書の提出を受けたときは、補助金を交付するおしなにかを決定し、その旨を当該小学校等の設置者に通知しなければならない。

(補助金の返還等)

第九条 文部大臣は、前条第二項の規定により補助金の交付の決定を受けた者が左の各号の一に該当するときは、補助金の交付をやめ、又はすでに交付した補助金を返還させるものとする。

一 補助金を補助の目的以外の目的に使用したとき。

二 正当な理由がなく補助金の交付の決定を受けた年度内に補助に係る施設又は設備を設けな

いこととなつたとき。

三 補助に係る施設又は設備を、正当な理由がなく補助の目的以外の目的に使用し、又は文部大臣の許可を受けずに処分したとき。

四 補助金の交付の条件に違反したとき。

五 虚偽の方法によつて補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(小麦等の充渡)

第十条 国が、食糧管理特別会計の負担において買入れた小麦又はこれを原料として製造した小麦粉を、農林大臣が文部大臣と協議して定める充渡計画に従い、食糧管

理法(昭和十七年法律第四十号)の定めるところにより、学校給食用として充てられず、場合における充てしの予定価格は、食生活の改善のため必要があるときは、食糧管理法第四十条第三項の規定にかかわらず、農林大臣が定める価格にによるものとする。

(小麦等の用途外使用の禁止)

第十一条 前条に規定する小麦又は小麦粉を学校給食用として買い受けた者、その者から当該小麦又は小麦粉を学校給食用として買い受けた者及びこれらの者のために当該小麦又は小麦粉を保管する者は、当該小麦又は小麦粉を学校給食以外の用途に供する目的で譲渡し、又は学校給食以外の用途に使用してはならない。

(報告の徴収)

第十二条 文部大臣又は農林大臣は、第十条に規定する充て計圖の立案又は実施のため必要があるときは、公立又は私立の小学校等の設置者に対し、学校給食に關し必要な事項の報告を求めることができる。

(政令への委任)

第十三条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「麦ノ充てを」を「麦ノ充て及学校給食法(昭和二十九年法律第 号)第十条ノ規定ニ依ル小麦又ハ小麦粉ノ充て」に改める。

【鈴木幸弘君登壇、拍手】

○鈴木幸弘君 只今議題となりました教育公務員特例法の一部を改正する法律案につきまして、文部委員会における審議の経過と結果について御報告申し上げます。

本法案は文部委員全員の賛議によるものでありまして、教育公務員の職務の特殊性に基きまして、公立学校の校長又は教員として正式任用となつております者が、引続き同一都道府県内の公立学校の校長又は教員に任用された場合には条件付任用としない旨の規定をいたしておるのであります。なお、附則におきまして、この法律は公布の日から施行することとし、更に現在条件付任用中の一定の者に対する措置を定めております。

委員会におきましては、質疑を省略し、討論の後、全会一致を以て、これを可決すべきものと決定しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)
次に、只今議題となりました学校給食法案につきまして、文部委員会におきましての審議の経過及び結果を御報告申し上げます。
我が国の学校給食の沿革は、約五十年前に遡るものと言われております

が、昭和時代に入りましてからは、児童の保健、学校衛生等の見地から、漸次その重要性が認められ、実施学校数も著しく増加の傾向を示すに至りました。そのため、政府は、昭和七年度から給食問題を正式に取上げ、これに対して初めて国庫から経費支出の途を講ずるに至つたのであります。その後戦争が激化して参りますに伴ひまして、学校給食も又次第に実施は困難を加え、遂に昭和二十年には殆んど休止、空白の形で終戦を迎えたわけでありました。

戦後、昭和二十一年十二月から学校給食は再発足をいたすこととなり、主として援助物資を基礎といたしまして、急速に再び普及発達を見ることとなりまして、このような援助物資或いは援助資金の上に築かれた学校給食制度は、極めて不安定なものでありましたことは当然であります。昭和二十六年六月、従来給食に關する政府配給物資の財源でありましたガリオア資金の打切りに直面するや、忽ち動揺し、学校給食に対する国庫補助は中止の危機に瀕したのであります。併しこれに對しては、世論は猛烈に反對いたしましたため、結局二十七年四月以降は給食用の原麦代につきましては、従来の全額国庫負担は半額国庫負担に減じられ、ミルクはすべて父兄の負担に切換えられまして、現在に及んでい

今日、その普及度は、全国小学校児童数、約一千一百万人のうち、完全給食を受ける者、四百五十五万人、ミルク給食を受ける者、百八十八万人であります。決して十分に普及いたしてゐるには申されないのであります。これ以上の普及充実は極めて困難な実情にあります。その原因は種々推察されるわけでありまして、学校給食關係に、未だはつきりした法的根柢のないのが一つの重要な原因でありますので、学校給食の法制化によりまして普及充實を図りたいというのが政府の本法案提案の理由でございます。

次に本案の内容を申し上げますと、本案の学校給食の対象は、小学校、育学校、ろう学校又は養護学校の児童でありまして、これらの小学校等の設置者は、当該小学校等におきまして学校給食が実施されるよう努めねばならない旨を明らかにいたしておると共に、学校給食に要する経費の負担区分をいたしましては、施設、設備に要する経費と人件費とは、小学校等の設置者の負担とされ、これ以外の学校給食に要する経費は給食費として父兄の負担とされております。

次に、国は、公立又は私立の小学校等の設置者に対し、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができるとし、又、国はその

負担において学校給食用小麦等の代金について特別低廉な価格を定めることができるものとしまして、給食を受ける児童の保護者の負担であります給食費の軽減を図つております。

本案に對しまして、委員会の質疑は、主として法案内容が、従来、学校給食について講ぜられて来た予算措置を出でないものであり、折角法制化しながら、余りに実質的規定内容が貧弱である点に集中されましたが、これにつきましては、政府からは、学校給食に対する財政的措置の裏付けが貧弱なことは、現在の国家財政の実情からしてやむを得ないところであつて、その不十分な点は認めるが、法的基礎を欠く学校給食を取りあへず法制化し、これに制度的安定性を保障すること自体でも極めて有意義であること、及び、今後更に、学校給食の総合計圖の確立、財政措置の強化に努めたい旨の答弁がありました。

かくして質疑を終了いたし、討論に入りましたところ、高橋委員から附帯決議を附して本案に賛成する旨の討論があり、次いで相馬委員からは、学校給食について、政府案とは別個に、議員提案として、より完全な法案を我々は発議しているが、国の財政状態を考慮して、差当り不本意ながらこの政府案に賛成する。議員提案の趣旨は、高

橋委員の附帯決議の中に盛り込まれているから、政府においても、附帯決議案の内容を実現のため格段の努力を払われることを要望するという希望条件を附して、本案及び附帯決議案に賛意を表され、高田委員より、同様の趣旨で本案に附帯決議を附することに賛成する旨、及び僻地の学校給食に留意し、又夜間の定時制高等学校についても学校給食を特に配慮すべきことを政府に要望する旨の意見の開陳があり、中川委員も、本案並びに附帯決議案に賛成され、松原委員からは、国策の一環として、国家財政を考慮しながら、漸進的、計画的に、学校給食の制度を確立すべき旨を政府に要望して、本案並びに附帯決議案に賛成せられました。

高橋委員提案の附帯決議案を朗読いたします。

附帯決議

本法律案は、学校給食に関する最低基準について規定したものに過ぎない。本委員会は、学校給食が、教育上並びに国民の食生活の改善上、重要な意義を有することに堪がみ、その対象、内容、施設及び設備等の充実拡張のため、将来、政府が根本的総合的計画を樹立し、特に次の諸点について速やかにその実施に努力することを強く要望する。

一、学校給食及び義務教育諸学校及び夜間の定時制高等学校の児童生徒の全体に対して行うこと。

二、学校給食費の負担に困難を感じる保護者(単要保護者)に対して適当な援助の措置を講ずること。

三、小麦粉について全額国庫補助の措置を講ずること。

四、脱脂粉乳等についても国庫補助の措置を講ずること。

五、学校給食の施設及び設備の必要経費について、国庫補助の増額を図ること。

六、学校給食を担当する栄養管理職員及び必要な員数の調理に従事する職員の給与費についても国庫補助の途を開くこと。

かくて討論を終り、採決いたしましたところ、本案は全会一致を以て、附帯決議を附して、可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会におきましては、委員外議員として、竹中厚生委員から、本案と保育所給食との関係につきまして、政府に対し質疑が行われましたが、これにつきまして、又、その他委員会の質疑応答及び討論内容の詳細につきましては、会議録に譲りたいと存じます。以上を以て御報告いたします。

(拍手)

○副議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〔別に採決して下さい、違いますからと呼ぶ者あり〕

○副議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて両案は、可決せられました。

〔議運できまつたら仕様が無いじゃないか〕進行と呼ぶ者あり

○副議長(重宗雄三君) 日程第五、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長長の報告を求めます。建設委員長深川タマエ君

審査報告書

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月二十九日

建設委員長 深川タマエ

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

三浦 辰雄 飯島連次郎
田中 一 近藤 信一
赤木 正雄 鹿島守之助
石井 桂 小澤久太郎
石川 榮一 石坂 豊一

附則第二項のうち第一条の改正規定中「日本国に駐留する」を「日本国内及びその附近に配備された」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結に伴い国際連合の軍隊による土地等の施設の使用並びに水面の使用を円滑にするための措置を講ずるとともに、その施設の使用又は漁船の操業制限等によつて損失を被つた者に対しそれらの損失を補償せんとするものであつて、概ね妥当な立法と認める。

なお委員会においては、附則第二項の「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」第一条の改正は疑義があるので「日本国内に駐留する」とあるのを「日本国内及びその附近に配備された」に修正を行った。

二、事件の利害得失

国際連合の軍隊の土地等の施設の使用を円滑にするとともに、同軍隊の行為によつて損失を被つた者に対して補償することができ

る。

三、費用

本法施行のために要する費用は、国連軍の経費に帰するのであるが、事務費若干を要する。

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年五月二十七日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長河井彌八殿

(小字及び一は衆議院修正)

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等

第一条 政府は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定(以下「協定」という。)の効力発生の際、協定に基づき日本国内にある国際連合の軍隊(以下「国際連合の軍隊」という。)が現に使用している土地等(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等)に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四十号。以下「特別措置法」という。)第二条に規定する土地等をいう。以下同じ。

を、協定の効力発生の日の後、な

お引き続いて国際連合の軍隊の用に供するため必要がある場合においては、特別措置法の規定により土地等を使用し、又は収用する場合の例により、使用し、又は収用することができる。この場合において、特別措置法附則第二項の規定中「この法律施行の際、連合国最高司令官の要求に基く使用を現に継続している土地等で、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日から九十日を経過した後、なお引き続いて駐留軍のために使用する必要があるものについて」とあるのは、「協定の効力発生の日以後、なお引き続いて国際連合の軍隊のために使用する必要があるものについて」と、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日から九十日以内に」とあるのは、「協定の効力発生の日までに、あらかじめ」と読み替えるものとする。

(国際連合の軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等)

第二条 内閣総理大臣は、国際連合の軍隊が協定の効力発生の際現に使用している水面を、協定の効力発生の日の後、なお引き続いて国際連合の軍隊の使用に供するため必要がある場合には、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）の

規定により漁船の操業を制限し、又は禁止する場合の例により、漁船の操業を制限し、又は禁止することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、次項の規定による改正後の日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日以降生じた損失について適用する。

2 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律

第一条中「日本国内及びその附近に配備されたアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍」を「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基き日本国内にある国際連合の軍隊」に改める。

3 附則、国際連合の軍隊により日本国との平和条約の効力発生の日から第二条の規定による措置がとられるまでの間に生じた漁船の操業の制限又は禁止により、従来漁法に漁業を営んでいた者が漁業経営上こうむつた損失を、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）の

する法律の規定による損失の補償の例により、補償する。

調達庁設置法（昭和二十四年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八條第四号中「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律」を「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」に改め、同条第六号を第七号とし、第四号及び第五号を一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十九年法律第 号）

第二条の規定に基く漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償（○並びに同法附則第三項の規定に基く損失の補償）

第十二條第一項第三号中「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律」を「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律

船の操業制限等に関する法律
第二条の規定（○）に基く損失の補償

補則

145 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「第二百二十五條第一号及び第三号から第五号まで」を「第二百二十五條第二号及び第四号から第六号まで」に改める。

〔深川タマエ君登壇、拍手〕

○深川タマエ君 只今議題となりました日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案につきまして、建設委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結に伴い、国連軍による施設の使用を円滑にする措置を講ずると共に、その施設の使用により損失をこうむつた者に対し、損失を補償する等の必要があるために提案されたものでございます。

法案の主たる内容の第一は、国連軍協定の効力発生の際、国連軍が現に使用している土地等を、なお引き続き国連軍の用に供する必要がある場合には、特別措置法の規定によるアメリカ合衆国駐留軍の場合の例により、使用又は

収用することができることとでございます。

第二には、国連軍に引続き水面を使用させるため、必要がある場合には、漁船の操業を制限、又は禁止し、これに伴う損失を補償することについて、駐留軍の場合の例によることとしたこととでございます。

第三は、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律を改正して、国連軍の行為についても同様に措置することとしたこととでございます。

なお、かかる損失の補償については、アメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日以後生じた損失について適用することとでございます。

本案につきましては、委員会は、政府関係当局との間に、多くの質疑応答を重ね、又水産委員会と二回連合審査を開く等、慎重審議をいたしたのでございまして、詳細は速記録によつて御承知を願います。

委員会におきましては、先ず、駐留軍及び国連軍が平和条約発効当時から現在に至るまで、土地、建物及び水面を使用している状況種類別各種事故とその補償、昭和二十九年年度の関係予算の内訳等、各種の資料の提出を求めて多くの質疑があり、国連軍については平和条約発効後、引続き土地、水面等が使用された根拠とその形式、公私有のものについては、当事者間の合意の

昭和二十九年五月三十日 参議院會議録第五十四号 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案

実情等のほか、呉市をはじめ関係地元に対する財政的援助につきましても、多くの質疑がございました。又水産委員会との連合審査におきましては、外務省当局から、国連軍関係につきましても、今回の協定とこれに伴う財政負担関係等につきましても説明を聞きました。ほか、質疑は主として今回法的措置が講ぜられるまでの漁業制限による損失に對しなされる補償が、国連軍の行動による特別損失の補償が適及処理されるにかかわらず、適及せず、見舞金として処理される理由、附則第二項改正規定中の、日本国の「附近」の意義とこれを削除する理由、日本国の附近に配備された軍隊とは何か、又公海における漁業の損失等につきましても多くの質疑応答がございました。なお、本案につきましても、水産委員長から申入れがございましたが、その趣意は、衆議院における修正と、あとに述べます本委員会における修正によつて、これに副ひ得ることとなつたことを申し添えます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、石川委員から「原案に対して修正案を提出する、修正案は、本案附則第二項の改正規定中、駐留軍の行為による特別損失補償法に關し、「日本国内及びその附近に配備された」を「日本国内に駐留する」と改める部分は、積極的な改正の理由に乏しく、且つ疑義を生ずるので、これを修正するも

のである旨の説明があり、「修正部分を除く原案に賛成する」との発言があり、田中委員からは、「修正案及び修正部分を除く原案に賛成する。国連軍は我が国の国連協力の関係から、引続き残留する好ましからざる存在であるが、今回関係地元が一応安心する協定が成立して、本案はこれに基くものである。従来駐留軍、国連軍関係の補償がとかく円滑に行われておらん実情であるが、本案には適及補償も規定してあるので、十分な調査を行い、関係者の利益を保護すると共に、呉市をはじめ関係地元に対して適正な財政援助を与えることを条件として賛成する」旨の発言があり、近藤、三浦両委員からは、それ、「関係者及び地元に対する適正な補償を速かに、且つ誠意を以て処理することの希望を附して賛成する」旨の発言がございました。

次いで採決に入り、先ず石川委員提出の修正案について採決いたしましたところ、全会一致これを可決し、次に修正部分を除く原案、即ち衆議院送付案全部について採決いたしましたところ、全会一致これを可決すべきものと決定いたしました次第でございます。右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長長の報告は、修正議決報告でございます。委員長報告の通り、修正議決

すること賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正通り議決せられました。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年五月七日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎
〔小字及び一は衆議院修正〕
企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案
企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法
目次
第一章 総則(第一条―第五条)
第二章 再評価及びこれに關する經理の特例等(第六条―第十八条)

第三章 再評価税及び固定資産税の減免等(第十九条―第三十四条)

第四章 雑則(第三十五条―第四十二条)

第五章 罰則(第四十三条―第四十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、一定規模以上の株式会社(以下「会社」という。)について資産の再評価を強制するとともに、一定限度以上の再評価を行つた企業に対して再評価税及び固定資産税を軽減する等の措置を講ずることにより、資産の再評価及び資本組入れを促進し、あわせて必要な減価償却を行わせ、もつて企業の資本構成の是正に寄与し、その経営の安定と經理の健全化を図るとともに、これを通じてわが国の経済の正常な運営と発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「再評価」「再評価額」「再評価日」「減価償却資産」「旧再評価額」又は「旧再評価税」とは、資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号。以下「再評価法」という。)第二条第二項、第三項、第四項、第六項又は第十項に規定する再評価、再評価額、再評価日、減価償却資産、旧再評価額又は旧再評価税をいう。

2 この法律において「事業年度」とは、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第七条(事業年度)に規定する事業年度をいい、再評価法

第十三条第二項(みなす事業年度)に規定する法人の事業年度が六月をこえる場合においては、第十六条から第十八条まで、第三十五条、第三十六条及び第四十条の規定を適用する場合を除く外、同項の規定により一事業年度とみなされる期間をいう。

3 この法律において「帳簿価額」とは、法人又は個人が有する資産についての評価額(当該資産について減価償却又は評価額の減額をした場合において、当該償却又は減額をした額のうちに法人税法又は所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されなかつた、又は算入されるべきでなかつた金額があるときは、当該金額を加算した金額)をいう。

4 この法律において「再評価限度額」とは、減価償却資産について再評価法第三章(再評価の基準)(第十七条第一項但書(耐用年数が短縮された資産の限度額)及び第三十五条(陳腐化した資産等の限度額)を除く)の規定により計算した再評価額の限度額と当該計算を行う日における当該資産の帳簿価額(その日において当該資産について再評価を行つたときは、その再評価の直前の帳簿価額。第七條、第十条、第十二條、第十五條、第十六條、第十九條第三項及び第四項、第二十一条、第二十三条、第三十二条、第三十五条、第三十九条並びに第四十九条を除き以下同じ)とのうちいずれか多い金額をいう。

5 この法律において「要再評価資産」とは、法人又は個人が昭和二十八年一月一日において有する減価償却資産再評価法第三各号(基準日の特例)の規定に該当するもの(以下「基準日の特例資産」という。)

6 この法律において「要再評価会社」とは、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において現に存する会社で同日において資本の額が五千万円以上であるもの及び資本の額が三千万円以上五千万円未満であつて同日を含む事業年度開始の日において当該会社が有する要再評価資産の当該開始の日における再評価限度額の合計額が一億円以上であるもの(左の各号に掲げるものを除く。)をいう。

7 この法律において「旧再評価法」とは、資産再評価法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第七十五号。以下「再評価法の一部改正法」という。)による改正前の再評価法をいう。

8 この法律において「再評価差額」とは、再評価法第四十条(法人の資産についての課税標準)又は第四十二条(個人の資産についての課税標準)に規定する再評価差額をいう。

9 この法律において「再評価額」とは、再評価法第四十条(法人の資産についての課税標準)又は第四十二条(個人の資産についての課税標準)に規定する再評価額をいう。

10 この法律において「再評価額」とは、再評価法第四十条(法人の資産についての課税標準)又は第四十二条(個人の資産についての課税標準)に規定する再評価額をいう。

11 この法律において「再評価額」とは、再評価法第四十条(法人の資産についての課税標準)又は第四十二条(個人の資産についての課税標準)に規定する再評価額をいう。

12 この法律において「再評価額」とは、再評価法第四十条(法人の資産についての課税標準)又は第四十二条(個人の資産についての課税標準)に規定する再評価額をいう。

13 この法律において「再評価額」とは、再評価法第四十条(法人の資産についての課税標準)又は第四十二条(個人の資産についての課税標準)に規定する再評価額をいう。

14 この法律において「再評価額」とは、再評価法第四十条(法人の資産についての課税標準)又は第四十二条(個人の資産についての課税標準)に規定する再評価額をいう。

15 この法律において「再評価額」とは、再評価法第四十条(法人の資産についての課税標準)又は第四十二条(個人の資産についての課税標準)に規定する再評価額をいう。

16 この法律において「再評価額」とは、再評価法第四十条(法人の資産についての課税標準)又は第四十二条(個人の資産についての課税標準)に規定する再評価額をいう。

17 この法律において「再評価額」とは、再評価法第四十条(法人の資産についての課税標準)又は第四十二条(個人の資産についての課税標準)に規定する再評価額をいう。

18 この法律において「再評価額」とは、再評価法第四十条(法人の資産についての課税標準)又は第四十二条(個人の資産についての課税標準)に規定する再評価額をいう。

19 この法律において「再評価額」とは、再評価法第四十条(法人の資産についての課税標準)又は第四十二条(個人の資産についての課税標準)に規定する再評価額をいう。

20 この法律において「再評価額」とは、再評価法第四十条(法人の資産についての課税標準)又は第四十二条(個人の資産についての課税標準)に規定する再評価額をいう。

21 この法律において「再評価額」とは、再評価法第四十条(法人の資産についての課税標準)又は第四十二条(個人の資産についての課税標準)に規定する再評価額をいう。

22 この法律において「再評価額」とは、再評価法第四十条(法人の資産についての課税標準)又は第四十二条(個人の資産についての課税標準)に規定する再評価額をいう。

23 この法律において「再評価額」とは、再評価法第四十条(法人の資産についての課税標準)又は第四十二条(個人の資産についての課税標準)に規定する再評価額をいう。

24 この法律において「再評価額」とは、再評価法第四十条(法人の資産についての課税標準)又は第四十二条(個人の資産についての課税標準)に規定する再評価額をいう。

25 この法律において「再評価額」とは、再評価法第四十条(法人の資産についての課税標準)又は第四十二条(個人の資産についての課税標準)に規定する再評価額をいう。

26 この法律において「再評価額」とは、再評価法第四十条(法人の資産についての課税標準)又は第四十二条(個人の資産についての課税標準)に規定する再評価額をいう。

27 この法律において「再評価額」とは、再評価法第四十条(法人の資産についての課税標準)又は第四十二条(個人の資産についての課税標準)に規定する再評価額をいう。

28 この法律において「再評価額」とは、再評価法第四十条(法人の資産についての課税標準)又は第四十二条(個人の資産についての課税標準)に規定する再評価額をいう。

29 この法律において「再評価額」とは、再評価法第四十条(法人の資産についての課税標準)又は第四十二条(個人の資産についての課税標準)に規定する再評価額をいう。

昭和二十九年五月三十日 参議院會議第五十四号 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案

で当該再評価を行った日における要再評価資産の再評価後簿価総額が最低再評価限度額以上であつたものが第八条第一項又は第九条第一項に規定する申告書をその提出期限内に提出した場合については、適用しない。

4 要再評価会社は、第一項の規定により再評価を行う場合において、その再評価を行う日において有する陳腐化資産等(再評価法第三十五条第一項(陳腐化した資産等の規定に該当する資産で同日における簿価又は帳簿価額のうちいずれか多い金額が当該資産の再評価限度額の百分の八十に相当する金額に満たないものをいう。以下同じ。))の同日における同条第一項に基く再評価額の限度額又は帳簿価額のうちいずれか多い金額(以下「陳腐化資産等限度額」という)の合計額に、陳腐化資産等以外の要再評価資産の同日における再評価限度額(同日における簿価又は帳簿価額のうちいずれか多い金額が再評価限度額に満たない資産については、当該簿価又は帳簿価額のうちいずれか多い金額)の合計額を加算した金額が同日における最低再評価限度額に満たないときは、その満たない金額に相当する金額の範囲内において、当該陳腐化資産等について、同項の規定にかかわらず、陳腐化資産等限度額をこえて再評価を行うことができる。この場合においては、陳腐化資産等の再評価額は、当該資産の再評価限度額の百分の八十に相当する金額をこえてはならない。

5 前項の規定により再評価を行った陳腐化資産等については、当該資産の再評価限度額の百分の八十に相当する金額をその再評価額の限度額とみなして、再評価法第四十八条(修正申告書)、第六十五条(再評価額等の更正)及び第六十二条(限度額をこえた再評価についての罰則)の規定を適用する。(最低再評価限度額以上の再評価を行ったものとはみなす場合)

第七条 昭和二十八年又は昭和二十九年中に開始する事業年度開始の日(以下「再評価の日」という)において、要再評価会社は、有する要再評価資産の帳簿価額の合計額が同日における最低再評価限度額以上となるに至つた場合においては、そのなるに基き、再評価を行つていない場合においても、同日において同項の規定による再評価を行つたものとみなす。

(再評価の申告の特例)
第八条 第六条第一項の規定により再評価を行つた要再評価会社又は同条第三項に規定する会社(以下「再評価実施会社」と総称する)が施行日以後最初に再評価法第四十五条第一項(法人の再評価の申告)の規定により提出する申告書には、同項に規定する事項の外、当該申告に係る再評価を行つた日に再評価を行わなかつた要再評価資産の同日における再評価限度額の合計額及び帳簿価額の合計額、要再評価資産の再評価後簿価総額、最低再評価限度額並びに第二十条の規定により免除される再評価税額その他の大蔵省令で定める事項を記載しなければならない。

2 再評価実施会社が再評価法第四十五条第二項の規定により前項に規定する申告書に添附する明細書には、同条第二項に規定する事項の外、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 再評価法第十七条第一項但書(耐用年数が短縮された資産の限度額)の規定により再評価限度額をこえて再評価を行つた要再評価資産の再評価限度額及び同項但書の規定により計算した再評価額の限度額並びにこれらの額の算出に關し必要な事項
二 第六条第四項の規定により陳腐化資産等限度額をこえて再評価を行つた陳腐化資産等の陳腐化資産等限度額及び再評価額並びにこれらの額の算出に關し必要な事項
三 再評価を行わなかつた要再評価資産の再評価限度額及び帳簿価額並びに当該限度額の算出に關し必要な事項

四 第二十条の規定により免除される再評価税額及び第十五条の規定による申請をしようとするときは、当該申請に係る事項の承認があつたものとした場合に第二十一条の規定により免除されることとなる再評価税額の算出に關し必要な事項
3 再評価法第四十八条(修正申告書)の規定は、前二項に規定する申告書又は明細書にこれらの項の規定により記載した事項に誤がある場合について準用する。

(再評価の申告書の再提出)

第九条 再評価実施会社のうち第六條第三項に規定するものが施行日前に再評価法第四十五条第一項(法人の再評価の申告)の規定による申告書を提出している場合においては、昭和二十九年七月三十一日までに、前条第一項に規定する事項及び当該申告書に記載した事項のうち第三章の規定の適用に因り修正すべき事項その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書並びに同条第二項に規定する事項を記載した明細書を所轄税務署長に提出しなければならない。

2 再評価法第四十五条第三項(合併法人の申告書の提出)、第四十八条(修正申告書)及び第四十九条(申告書提出期限の延長)の規定は、前項の申告書について準用する。

(追加再評価を行うことができる場合)
第十条 要再評価会社で昭和二十九年一月一日以後開始する事業年度開始の日(以下「再評価の日」という)において再評価を行つた要再評価会社は、有する要再評価資産の同日における簿価又は帳簿価額のうちいずれか多い金額が再評価限度額に満たない資産については、当該簿価又は帳簿価額のうちいずれか多い金額)の合計額を加算した金額が同日における最低再評価限度額に満たないときは、その満たない金額に相当する金額の範囲内において、当該陳腐化資産等について、同項の規定にかかわらず、陳腐化資産等限度額をこえて再評価を行うことができる。この場合においては、陳腐化資産等の再評価額は、当該資産の再評価限度額の百分の八十に相当する金額をこえてはならない。

2 前項の規定による再評価(以下「追加再評価」という)を昭和三十一年一月一日以後行う場合においては、追加再評価を行う要再評価資産の再評価額は、再評価法第三章(再評価の基礎)の規定にかかわらず、昭和二十九年一月一日現在において当該資産について同章の規定により計算した再評価額の限度額から、当該資産を同日において当該限度額に相当する金額により取得したものとした場合における同日以後同年十二月三十一日までの期間に於ける普通償却額(法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される減価償却資産の償却額(租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)第五条の六(指定機械等の割増償却)、第五条の八(合理化機械の特別償却)、第七条の二(海外支店用設備等の特別償却)、第七条の四(満期保険に附した船舶の増加償却)、第七条の九(探鉱用機械等の特別償却)又は第二十一条第二項(貸家の割増償却)の規定の適用がある資産については、これらの規定の適用に因り増加することとなる減価償却の額を含まないで計算した金額)をいう。以下同じ)に相当する金額を控除した金額をこえることができる。

ないこととなる金額の範囲内において、同法第十三条第一項本文(法人の再評価の時期)の規定にかかわらず、当該修正申告書を提出した日を含む事業年度開始の日現在において、要再評価資産について再評価を行うことができる。第六條第四項及び第五項の規定は、この場合について準用する。

- 3 第一項に規定する要再評価会社が同項の規定により追加再評価を行った場合において、同項に規定する修正後の再評価後簿価額に追加再評価に係る再評価差額の合計額を加算した金額が当該修正前の申告に係る再評価を行った日における最低再評価限度額に達したときは、同日において当該会社が第六条第一項の規定による再評価を行ったものとみなして、第十五条から第十八条まで、第三章（第二十六条を除く）、第三十五条、第四十条及び第四十八条の規定を適用する。
- 4 第三項の規定は、第三十七条第一項又は再評価法第六十五条（再評価額の更正）若しくは第六十七条（再評価額等の再更正）の規定による更正（以下第十二条第五項において「更正」という。）があつた場合において、当該更正に因り、再評価後簿価額が最低再評価限度額を下ることとなる場合について準用する。この場合において、第一項中「当該修正申告書提出した日」とあるのは、「更正の通知があつた日」と読み替へるものとする。
- (追加再評価の申告)
- 11 前条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により追加再評価を行った要再評価会社は、同条第一項に規定する修正申告書の提出に際し（同条第四項において準用する場合）第一項の規定により追加再評価を行う場合においては、更正の通知があつた日から二月以内に、追加再評価に係る再評価差額の合計額及び同条第一項の規定により追加再評価を行うことができる範囲額その他の大蔵省令で定める事項を記載した申告書を所轄税務署長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により提出する申告書には、追加再評価を行った要再評価資産の再評価額、再評価限度額及び当該追加再評価に係る再評価差額並びにこれらの額の算出に關し必要な事項を記載した明細書を添附しなければならない。
- 3 再評価法第四十五条第三項（合併法人の申告書の提出）、第四十九条（申告書提出期限の延長）及び第五十条（再評価の失効）の規定は、第一項の申告書について準用する。
- (再評価を行ったものとみなされる会社の申告等)
- 12 第七条の規定により第六條第一項の規定による再評価を行ったものとみなされる要再評価会社は、その再評価を行ったものとみなされる日を含む事業年度終了の日から二月以内（当該事業年度終了の日が昭和二十九年五月三十一日前であるときは、同年七月三十一日まで）に、当該再評価を行ったものとみなされる日において当該会社が有する要再評価資産の同日における帳簿価額の合計額及び最低再評価限度額その他の大蔵省令で定める事項を記載した申告書を所轄税務署長に提出しなければならない。
- 2 前項の申告書には、要再評価資産の帳簿価額、再評価限度額及びその算出に關し必要な事項を記載した明細書を添附しなければならない。
- 3 第一項に規定する要再評価会社が同項の申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合においては、第七條の規定にかかわらず、第十六條から第十八條まで、第三章（第二十六条を除く）、第三十五条、第四十条及び第四十八条の規定の適用については、第六條第一項の規定による再評価を行わなかつたものとみなす。
- 4 再評価法第四十五条第三項（合併法人の申告書の提出）、第四十八条（修正申告書）及び第四十九条（申告書提出期限の延長）の規定は、第一項の申告書について準用する。
- 5 第十條第一項から第三項まで及び前條の規定は、第一項の規定により提出した申告書に記載した帳簿価額の合計額又は最低再評価限度額の計算に誤がある場合において、前項において準用する再評価法第四十八条の規定により修正申告書を提出してこれらの額を修正したこと又はこれらの額について更正があつたことに因り、当該修正又は更正後の帳簿価額の計額が最低再評価限度額に達しないこととなるとき（同法第十三條第一項本文法人の再評価の時期）の規定により当該修正申告書を提出した日又は当該更正の通知があつた日を含む事業年度開始の日以後において要再評価資産について再評価を行うことができる場合を除く。）について準用する。この場合において、第十條第一項中「当該修正申告書を提出した日」とあるのは、「修正申告書を提出した日又は更正の通知があつた日」と、前條第一項中（同条第四項において準用する場合を含む。）とあるのは（第十二條第五項において準用する場合を含む。）と、「同条第四項において準用する場合第一項」とあるのは「第十二條第五項において準用する第十條第一項」と読み替へるものとする。
- (要再評価会社に関する規定を適用しないこととなる場合)
- 13 要再評価会社について施行日の翌日から昭和二十九年十二月三十一日まで破産手続、和解手続、会社の整理手続若しくは会社の更生手続の開始決定がされた場合又は要再評価会社が解散した場合（解散後継続する場合を除く。）その他政令で定める場合においては、これらの場合に該当することとなつた日以後は、第六條第一項、第十七條、第十八條、第三十五条、第三十六条及び第四十条の規定は、その該当することとなつた会社については、適用しない。
- 2 前項に規定する場合に該当することとなつた要再評価会社は、同項の規定に該当するに至つたこと及びその理由その他の大蔵省令で定める事項を記載した申告書をその該当するに至つた日から一月以内に、所轄税務署長を経由して、所轄国税局長に提出しなければならない。
- 3 再評価法第四十五条第三項（合併法人の申告書の提出）及び第四十九条（申告書提出期限の延長）の規定は、前項の申告書の提出について準用する。
- (要再評価会社が昭和二十九年中に合併した場合)
- 14 法人が施行日後昭和二十九年十二月三十一日以前に合併した場合において、合併法人又は被合併法人が要再評価会社であるときは、合併法人は、左の各号の一に該当するときは除く外、合併の日又は同日後同年中に開始する事業年度開始の日（以下「合併の日」という。）において、要再評価資産（被合併法人が有していた要再評価資産で合併法人が合併に因り取得したものを含む。以下同じ。）について第六條第一項の規定による再評価を行わなければならない。
- 一 合併に因り会社が設立された場合において、被合併法人のいずれかが再評価実施会社（第七條の規定により第六條第一項の規定による再評価を行ったものとみなされる会社を含む。以下同じ。）であるとき、又は被合併法人の一方が再評価実施会社であり、且つ、他方が要再評価会社以外の法人であるとき。
- 二 合併をする法人の一方が合併後存続する場合において、合併前において合併法人が再評価実施会社であり、且つ、被合併法人が再評価実施会社であり、又は要再評価会社以外の法人であるとき。
- 2 前項の規定により第六條第一項の規定による再評価を行わなければならない合併法人に対する同条（第三項を除く。）から第八條まで及び第十條から前条までの規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

昭和二十九年五月三十日 参議院會議録第五十四号 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案

(陳腐化資産等)についての評価減の制限)

第十五条 第六條第四項(第十條第一項(同條第四項及び第十二條第五項において準用する場合を含む。以下同じ。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定により陳腐化資産等限度額をこえて再評価を行った陳腐化資産等については、当該資産の再評価額と陳腐化資産等限度額との差額に相当する額をこえて帳簿価額の減額(減価償却を除く。以下同じ。))をすることができない。但し、当該資産について再評価を行った日後生じた事由に因り当該減額をする場合においては、この限りでない。

2 前項に規定する資産について同項に規定する差額に相当する額の範囲内で帳簿価額の減額をしようとする会社は、当該減額について大蔵大臣の承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けようとする会社は、第八條第一項又は第十一條第一項に規定する申告書を提出すると同時に、陳腐化資産等について帳簿価額の減額をしようとする額、当該減額をしようとする資産の再評価額、陳腐化資産等限度額及びこれらの額の算出に關し必要な事項その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書を、所轄税務署長を経由して、大蔵大臣に提出しなければならない。

4 前項の規定による申請書の提出があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、大蔵大臣は、その申請に係る帳簿価額の減額の全部又は一部を承認しないことができる。

一 当該申請書を提出した会社が当該申請書の提出と同時に提出した第八條又は第十一條に規定する申告書又は明細書に記載した事項に誤があることにより第六條第四項の規定による再評価を行うことができないものと認められるとき。

二 当該申請書に記載された事項に誤があるとき。

三 当該申請書に記載された帳簿価額の減額の額が第二項に規定する範囲をこえているとき。

大蔵大臣は、前項の規定により帳簿価額の減額の全部又は一部を承認しない決定をしようとするときは、政令で定めるところにより、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会に諮問しなければならない。

6 大蔵大臣は、第四項の規定による申請に係る帳簿価額の減額の全部を承認する決定をしたときは、その旨、一部を承認する決定又はその全部を承認しない決定をしたときは、その旨及び理由を当該申請をした会社に通知しなければならない。

7 第三項に規定する申請書の提出があつた場合において、当該申請書の提出があつた日から一年を経過した日までに大蔵大臣が前項の通知を発しないときは、当該申請に係る減額の全部の承認があつたものとみなす。

8 陳腐化資産等について第一項又は第二項の規定に違反してその帳簿価額の減額を行った場合において

ては、当該減額を行った会社は、第六條第四項の規定による再評価を行った日にさかのぼつて同條第一項の規定による再評価を行わなかつたものとみなす。

(再評価日後生じた事由による評価減の制限)

第十六条 再評価実施会社が第六條第一項の規定による再評価を行った日(同條第三項に規定する会社については、施行日とし、第七條の規定により第六條第一項の規定による再評価を行ったものとみなされる会社については、その再評価を行ったものとみなされる日又は施行日のうちいずれかおそい日とする。以下昭和三十三年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度終了の日までに、要再評価資産について帳簿価額の減額をしようとする場合(陳腐化資産等)について前條の規定により帳簿価額の減額をする場合を除く。))においては、大蔵大臣の承認を受けなければならない。但し、第六條第一項の規定による再評価を行った日(同條第三項に規定する会社については、同項に規定する再評価を行った日。以下第三項において同じ。))における当該減額をしようとする資産の帳簿価額(以下「再評価日簿価額」という。以下「再評価日簿価額」という。))から当該資産の再評価日簿価額に第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合を乗じて得た金額(以下「減額後残存相当額」という。))を控除した金額の合計額が同日における再評価後簿価総額から最低再評価限度額を控除した金額をこえない場合において、この限りでない。

一 帳簿価額の減額をしようとする要再評価資産について当該減額をした場合における当該減額後の帳簿価額

二 当該資産の帳簿価額の減額をしようとする日における帳簿価額

2 前項の承認を受けようとする会社は、帳簿価額の減額をしようとする資産の帳簿価額、減額をしようとする額及び要再評価資産について既に帳簿価額の減額をしているときは、当該減額の額の合計額その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書を、所轄税務署長を経て、大蔵大臣に提出しなければならない。

3 要再評価資産について帳簿価額の減額をしようとする場合において、第六條第一項の規定による再評価を行った日以後当該資産について既に帳簿価額の減額をし、又は前項の申請書を提出しているときは、第一項但書(「当該資産の再評価日簿価額」とあるのは、「当該資産について既に行った減額又は減額の申請(当該減額又は申請が二回以上行われているときは、直近の減額又は申請)に係る減額後残存相当額」と読み替えて同項但書の規定を適用する。))

4 前條第四項(第一号及び第三号を除く。))及び第六條から第八項までの規定は、第一項の帳簿価額の減額について準用する。

5 再評価実施会社が施行日以後昭和三十三年三月三十一日前に合併した場合における前條及び前四項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(最低再評価限度額まで再評価を行わなかつた場合の利益配当)

第十七条 昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度開始の日までに要再評価会社が第六條第一項の規定に違反して再評価を行わなかつた場合においては、当該事業年度から昭和三十三年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度において、当該会社の各事業年度における資本の額の平均額(当該事業年度開始の日における発行済株式の発行価額の総額(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十八条ノ二第一号又は第二号(資本準備金)に掲げる金額があるときは、当該金額を控除した金額。以下この項において同じ。))に對應する額をい

い、当該事業年度中に資本の増加又は減少に因り発行済株式の発行価額の総額が増加し、又は減少した場合においては、当該資本の増加又は減少に因る発行済株式の発行価額の総額の増加額又は減少額に当該資本の増加又は減少があつた日から当該事業年度終了の日までの日数の当該事業年度の日数に対する割合を乗じて算出した金額を、当該開始の日における発行済株式の発行価額の総額に加算し、又はこれから控除して得た金額をいう。以下同じ。))の百分の十五に相当する金額に当該事業年度の月数を乗じて十二で除して得た金額に相当する金額をこえる利益の配当を行つてはならない。

2 前項の規定は、同族会社(法人税法第七條の二(同族会社の定義)

に規定する同族会社をいう。以下第十八条及び第四十条において同じ。については、適用しない。

(資本組入れ又は減価償却が一定限度以下である場合の利益配当)

第十八条 再評価実施会社(同族会社を除く)は、昭和三十三年三月三十一日を含む事業年度から昭和三十三年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度において左の各号の一に該当するときは、当該事業年度における資本の額の平均額の百分の十五に相当する金額に当該事業年度の月数を乗じて十二で除して得た金額に相当する金額をこえる利益の配当を行つてはならない。

一 再評価法第九十九条(再評価立金の資本への組入れ)及び株式会社再評価立金の資本組入れに関する法律(昭和二十六年法律第四十三号)の規定により当該事業年度終了の日までに資本に組み入れた再評価立金の額(同法第三十一条一項(資本組入れの場合の新株の発行)の規定により発行した株式の同項に規定する発行価額の総額をいう)が、再評価法第九十二条(再評価立金の積立)第九十八条(合併の場合の再評価立金の承認)若しくは第九十九条(更正の場合の経理)第三十七条第五項において準用する場合を含む。以下この号及び第四十条第二項において同じ。)又は第三十八条の規定により再評価立金として積み立て、又はこれに組み入れた金額の合計額から、同法第

百三条(再評価税の納付の場合の取くずし)第四十条第一項若しくは第二項(譲渡損等の場合の取くずし)、第五十五条(調整勘定を設けている金融機関が行う取くずし)、第七十七条第一項第三号(損失をてん補する場合の取くずし)又は第九十条の規定により当該事業年度終了の日までに取くずした金額の合計額に同日後納付すべき再評価税額(旧再評価税額を含む)を加算した金額を控除して算出した金額の百分の四十に満たない場合(同日における再評価立金の額の百分の二十五に相当する金額以下である場合を除く)。

二 当該事業年度において減価償却資産について行つた減価償却の額の合計額が当該事業年度の減価償却資産の普通償却額(法人税法に基く命令で定める償却不足額があるときは、これを含まないで計算した金額とする)の合計額の百分の九十に相当する金額に満たない場合

3 要再評価会社が施行日後に合併した場合における合併法人に対する前条及び前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 再評価税及び固定資産税の減免等

(減免を受ける法人又は個人)

第十九条 法人又は個人が最低限度以上の再評価を行つた場合においては、この章で定めるところにより、当該最低限度以上の再評価を行つた法人又は個人が減価償却資産について行つた再評価又は旧再評価に係る再評価税又は旧再評価税及び当該法人又は個人が再評価を行つた償却資産(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十四一条第四号(固定資産税に關する用語の意義)に規定する償却資産をいう。以下第三十三条及び第三十四条において同じ。)に対する固定資産税を減免する。

2 この章において「最低限度以上の再評価」とは、法人又は個人が再評価法及びこの法律の規定により要再評価資産について再評価を行い、且つ、当該再評価を行つた日における要再評価資産の再評価後簿価総額が同日における最低再評価限度額以上となるに至つた場合における当該再評価をいう。

3 昭和二十八年又は昭和二十九年中に開始する事業年度開始の日のうちいずれか一日において法人が有する要再評価資産の帳簿価額の合計額が同日における最低再評価限度額以上となるに至つた場合においては、当該法人がその日において最低限度以上の再評価を行つた場合を除く外、当該法人がその日において最低限度以上の再評価を行つたものとみなして、この章の規定を適用する。

4 昭和二十八年一月一日又は昭和二十九年一月一日において個人が

有する要再評価資産の帳簿価額の合計額がその日における最低再評価限度額以上となるに至つた場合においては、当該個人がその日において最低限度以上の再評価を行つた場合を除く外、当該個人がその日において最低限度以上の再評価を行つたものとみなして、この章の規定を適用する。

5 法人が昭和二十八年又は昭和二十九年中に合併した場合における合併法人に対するこの章の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

6 第六条第二項、第四項及び第五項、第十条並びに第十一条の規定は、この章の規定の適用を受けようとする法人(要再評価会社を除く。以下この項において同じ。)又は個人がその有する要再評価資産について再評価を行う場合について、第十五条(第五項を除く)及び第十六条の規定は、最低限度以上の再評価を行つた法人又は個人が再評価を行つた減価償却資産の帳簿価額の減額をする場合について準用する。

7 前項において準用するこの法律の規定の適用について必要な技術的調整は、政令で定める。

(最低限度以上の再評価を行つた場合の再評価税の免除)

評価税の合計額のうち、第一号に掲げる金額の百分の六に相当する金額と第二号に掲げる金額の百分の三に相当する金額との合計額に相当する金額の再評価税を免除する。

一 当該法人が最低限度以上の再評価を行つた日における要再評価資産の再評価後簿価総額から、同日における要再評価資産の再評価限度額の合計額の百分の六十五に相当する金額を控除した金額(当該金額が同日以前に減価償却資産について当該法人が行つた再評価に係る再評価差額の合計額をこえる場合においては、当該再評価差額の合計額)は、当該法人が最低限度以上の再評価を行つた日以前に減価償却資産について行つた再評価に係る再評価差額の合計額から前号に掲げる金額を控除した金額

2 法人が最低限度以上の再評価を行つた場合において、当該法人がこの項の規定により再評価税の免除を受ける旨の選択をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該法人が最低限度以上の再評価を行つた日以前に減価償却資産について行つた再評価に係る再評価差額の合計額に對して再評価法の規定により課した、又は課すべき再評価税の合計額のうち、同日以前に再評価を行つた減価償却資産で昭和二十五年一月一日以後取得したものに係る再評価差額(最低限度以上の再評価を行つた日以前に二回以上再評価を行つた資産については、同日以前に当該資産につ

いて行つた再評価に係る再評価差額の合計額。以下この項において同じ。の合計額の百分の六に相当する金額と、最低限度以上の再評価を行つた日以前に再評価を行つた減価償却資産で昭和二十五年一月一日前に取得したものについて第一号に掲げる金額の百分の六に相当する金額に第二号に掲げる金額の百分の三に相当する金額を加算して算出した金額の合計額との合算額に相当する再評価税を免除する。

一 昭和二十五年一月一日前に取得した減価償却資産の再評価額(最低限度以上の再評価を行つた日以前に当該資産について二回以上再評価を行つたときは、最後に行つた再評価に係る再評価額)から、当該資産の昭和二十五年一月一日における旧再評価法第三章(旧再評価の基準)の規定による再評価額の限度額から当該資産を同日において当該限度額に相当する金額により取得したものとなした場合には、同日以後当該資産について再評価を行つた日(最低限度以上の再評価を行つた資産については、最後に再評価を行つた日)までの期間につき法人税法の規定による所得の計算上損金に算入されることとなる普通償却範囲額の累計額を控除した金額(以下「旧再評価限度相当額」という。)を控除した金額(当該金額が当該資産に係る再評価差額

をこえるときは、当該再評価差額)

二 当該資産に係る再評価差額から前号に掲げる金額を控除した金額

3 第一項の規定により再評価税の免除を受けた法人が最低限度以上の再評価を行つた日後に減価償却資産(次項の規定の該当する資産を除く。)について超過再評価(最低限度以上の再評価を行つた日後に減価償却資産について行つた場合をいう。以下同じ。)を行つた場合においては、当該資産について超過再評価に係る再評価差額の合計額に對して再評価法の規定により課すべき再評価税については、その金額を免除する。

4 第一項の規定により再評価税の免除を受けた法人が基準日の特例資産(最低限度以上の再評価を行つた日以前に再評価を行つたものを除く。以下この項において同じ。)について超過再評価を行つた場合には、当該資産について超過再評価に係る再評価差額の合計額に對して再評価法の規定により課すべき再評価税の合計額のうち、第一号に掲げる金額の百分の六に相当する金額と第二号に掲げる金額の百分の三に相当する金額との合計額に相当する金額の再評価税を免除する。

一 当該法人が超過再評価を行つた基準日の特例資産の再評価額の合計額から、当該超過再評価を行つた日における当該資産の再評価限度額の合計額の百分の六十五に相当する金額を控除し

た金額(当該金額が当該資産について超過再評価に係る再評価差額の合計額をこえる場合は、当該再評価差額の合計額)

二 当該資産についての超過再評価に係る再評価差額の合計額から前号に掲げる金額を控除した金額

5 第二項の規定により再評価税の免除を受けた法人が減価償却資産について超過再評価を行つた場合においては、当該超過再評価に係る再評価差額の合計額に對して再評価法の規定により課すべき再評価税のうち、左の各号に掲げる金額の合計額に相当する金額の再評価税を免除する。

一 超過再評価を行つた減価償却資産のうち、昭和二十五年一月一日前に取得したものでその超過再評価を行つた日における帳簿価額が同日における旧再評価限度相当額以上であるもの及び昭和二十五年一月一日以後取得したものについて超過再評価に係る再評価差額の合計額の百分の六に相当する金額

二 超過再評価を行つた減価償却資産のうち前号の規定に該当しないものについて当該資産の再評価額から当該資産の超過再評価を行つた日における旧再評価限度相当額を控除した金額の百分の六に相当する金額に旧再評価額を加算して算出した金額(再評価額が旧再評価限度相当額以下

である資産については、当該資産の超過再評価に係る再評価差額の百分の三に相当する金額)の合計額

6 法人が超過再評価を二回以上行つた場合においては、超過再評価を行つた再評価日の異なることに各別に前三項の規定を適用する。

7 第一項から前項までの規定は、個人(その相続人を含む。以下同じ。)が減価償却資産について最低限度以上の再評価を行つた場合又は個人が超過再評価を行つた場合において当該個人が再評価又は超過再評価を行つた減価償却資産につき課した、又は課すべき再評価税の免除について準用する。

8 第一項から第五項まで(前項において準用する場合を含む。)の規定は、最低限度以上の再評価を行つた法人又は個人が第八条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項に規定する申告書をその提出期限内に提出した場合に限り適用する。

(陳腐化資産等の評価減を行つた場合の再評価税の追加免除)

第二十一条 最低限度以上の再評価を行つた法人で前条第一項の規定により再評価税の免除を受けたものが第六条第四項(第十条第一項及び第十九条第六項において準用する場合を含む。以下この章及び第四章において同じ。)の規定により再評価を行つた陳腐化資産等について第十五条(第十九条第六項において準用する場合を含む。以下この章及び第四章において同じ。)

2 最低限度以上の再評価を行つた法人で前条第二項の規定により再評価税の免除を受けたものが第六条第四項の規定により再評価を行つた陳腐化資産等のうち昭和二十五年一月一日前に取得したものであるものについて第十五条の規定による承認を経て帳簿価額の減額をして再評価法第四十四条の規定により再評価額を算入し、その減額の額が当該減額をした資産の再評価額から最低限度以上の再評価を行つた日における旧再評価限度相当額を控除した金額をこえるときは、当該資産について再評価法の規定により課した、又は課すべきであった再評価税の税額から前条第二項の規定により当該資産について計算された再評価税の免除額を控除した金額のうち、そのこえる金額の百分の三に

相当する金額の再評価税を免除する。

3 前二項の規定は、最低限度以上の再評価を行った個人が再評価を行った減価償却資産について第十五条の規定による承認を経て帳簿価額の減額をした場合について準用する。

4 再評価法第八十四条(再評価積立金を取りくずした場合は再評価税の免除)の規定は、最低限度以上の再評価を行った法人が第六条第四項の規定により再評価を行った減価償却資産等について第十五条の規定による承認を経て帳簿価額の減額をした同法第四十四条の規定により再評価積立金を取りくずした場合には、適用しない。

5 第一項又は第二項(第三項において準用する場合を含む。)の規定は、最低限度以上の再評価を行った法人又は個人が第二十四条第四項に規定する申告書をその提出期限内に提出した場合に限り適用する。

(最低限度以上の再評価を行った場合の旧再評価税の減額)

第二十二條 法人が最低限度以上の再評価を行った場合において、当該法人が再評価法の一部改正法附則第三項(旧再評価法)の適用法令)又は租税特別措置法第十三条の二(法人の旧再評価税の納付の特例)の規定により施行日を含む事業年度以後の各事業年度終了の日から二月以内に納付すべき減価償却資産についての旧再評価税額(再評価法第五十六条(法人の再評価税の延納)の規定により当該

期間において納付すべき旧再評価税額を含む)再評価法の一部改正法附則第三項の規定に基づき旧再評価法第五十一条第四項(譲渡等があった場合の法人の旧再評価税の納付)の例により施行日を含む事業年度終了の日から二月以内に納付すべき旧再評価税を除く。)があるときは、当該法人については、当該旧再評価税額の合計額の二分の一に相当する旧再評価税を免除する。

2 個人が最低限度以上の再評価を行った場合において、当該個人が再評価法の一部改正法附則第三項又は租税特別措置法第十三条(個人の旧再評価税の納付の特例)の規定により昭和三十年以後の各年の二月十六日から三月十五日までの間に納付すべき減価償却資産についての旧再評価税額(再評価法第五十八条(個人の再評価税の延納)の規定により当該期間において納付すべき旧再評価税額を含む)再評価法の一部改正法附則第三項の規定に基づき旧再評価法第五十三条第三項(減価償却資産の譲渡等があった場合の個人の旧再評価税の納付)の例により昭和三十年二月十六日から三月十五日までの間に納付すべき旧再評価税を除く。)があるときは、当該個人については、当該旧再評価税額の合計額の二分の一に相当する旧再評価税を免除する。

3 前二項の規定は、最低限度以上の再評価を行った法人又は個人が第二十四条第五項に規定する申告書をその提出期限内に提出した場合に限り適用する。

(再評価を行った資産の譲渡等があった場合の課税)

第二十三條 第二十条第一項、第三項若しくは第四項又は第二十一条第一項の規定により再評価税の免除を受けた法人が再評価を行った減価償却資産を最低限度以上の再評価を行った日から昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度終了の日までの期間内に譲渡し、又は贈与した場合においては、当該法人については、再評価法の規定により課した再評価税(第二十条又は第二十一条の規定により免除されたものを除く。)の外、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて算出した金額に相当する再評価税を課する。

一 当該資産の再評価を行った法人が第二十条第一項、第三項若しくは第四項又は第二十一条第一項の規定により免除された再評価税額(最低限度以上の再評価を行った日から当該譲渡又は贈与があった日までの間に当該資産について帳簿価額の減額をして再評価積立金を取りくずしたときは、その取りくずした金額を控除した金額)の再評価税を課する。

二 当該資産に係る再評価差額(最低限度以上の再評価を行った日から当該譲渡又は贈与があった日までの間に当該資産について帳簿価額の減額をして再評価積立金を取りくずしたときは、その取りくずした金額を控除した金額)の当該法人が再評価を行ったすべての減価償却資産に係る再評価差額の合計額(最低限度以上の再評価を行った日から当該譲渡又は贈与があった日までの間に減価償却資産について帳簿価額の減額をして再評価積立金を取りくずしたときは、その取りくずした金額の

合計額を控除した金額)に対する割合

2 第二十条第二項若しくは第五項又は第二十一条第二項の規定により再評価税の免除を受けた法人がこれらの規定により再評価税の全部又は一部を免除された減価償却資産を前項に規定する期間内に譲渡し、又は贈与した場合においては、当該法人については、再評価法の規定により課した再評価税(第二十条又は第二十一条の規定により免除されたものを除く。)の外、当該資産について第二十条第二項若しくは第五項又は第二十一条第二項の規定により免除された再評価税額に相当する金額(最低限度以上の再評価を行った日から当該譲渡又は贈与があった日までの間に当該資産について帳簿価額の減額をして再評価積立金を取りくずしたときは、その取りくずした金額を控除した金額)の再評価税を課する。

3 前条第一項の規定により旧再評価税の免除を受けた法人が旧再評価法を行つた減価償却資産を施行日を含む事業年度終了の日から昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度終了の日までの間に譲渡し、又は贈与した場合においては、当該法人については、再評価法又は旧再評価法の規定により課した再評価税又は旧再評価税(前条第三項の規定により免除したものを除く。)の外、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて算出した金額に相当する金額の再評価税を課する。

4 第一項又は第二項の規定は、第二十七条第七項において準用する同条第一項から第五項まで又は第二十一条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により再評価税の免除を受けた個人が再評価を行った減価償却資産について、当該個人が最低限度以上の再評価を行った日から昭和三十五年三月三十一日までの間に譲渡、贈与又は遺贈(包括遺贈及び被相続人の相続人に対する遺贈を除く。以下同じ。)があつた場合について準用する。

5 第三項の規定は、前条第二項の規定により旧再評価税の免除を受けた個人が旧再評価を行つた減価償却資産について昭和三十年一月一日から昭和三十五年三月三十一日までの間に譲渡、贈与又は遺贈があつた場合について準用する。(免除を受ける者の申告)

一 前条第一項の規定により免除された旧再評価税額の合計額

二 当該資産について旧再評価法の規定により課された旧再評価税額の当該法人が旧再評価を行つたすべての減価償却資産について同法の規定により課された旧再評価税額の合計額に対する割合

4 第一項又は第二項の規定は、第二十七条第七項において準用する同条第一項から第五項まで又は第二十一条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により再評価税の免除を受けた個人が再評価を行った減価償却資産について、当該個人が最低限度以上の再評価を行った日から昭和三十五年三月三十一日までの間に譲渡、贈与又は遺贈(包括遺贈及び被相続人の相続人に対する遺贈を除く。以下同じ。)があつた場合について準用する。

5 第三項の規定は、前条第二項の規定により旧再評価税の免除を受けた個人が旧再評価を行つた減価償却資産について昭和三十年一月一日から昭和三十五年三月三十一日までの間に譲渡、贈与又は遺贈があつた場合について準用する。(免除を受ける者の申告)

価の申告)又は第四十六条(個人の再評価の申告)の規定により提出すべき申告書に、これらの規定に規定する事項の外、第二十条第一項から第五項まで(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により免除される再評価税の合計額(以下「再評価税の免除額」という。)、第十五条の規定による承認を受けようとする場合においては、当該承認があつたものとした場合に第二十一条の規定により免除されることとなる再評価税の合計額(以下「追加免除額」という。))及び当該再評価税の免除額又は追加免除額の計算に關し必要な事項その他大蔵省令で定める事項を記載しななければならない。

2 第八条第二項の規定は、前項に規定する法人(再評価実施会社を除く。又は個人が再評価法第四十五条又は第四十六条の規定により提出する申告書に添付すべき明細書の記載事項について準用する。

3 第一項に規定する法人又は個人が施行日前に最低限度以上の再評価を行ひ、且つ、当該再評価を行つた資産について同日前に再評価法第四十五条又は第四十六条の規定により申告書を提出している場合においては、当該法人又は個人は、第九条第一項又は第十二条第一項に規定する申告書を提出すべき場合を除く外、同日から昭和二十九年七月三十一日まで、施行日前に提出した申告書の記載事項のうち第二十条の規定の適用に因り修正すべき事項、同条の規定による再評価税の免除額及びその計

算に關し必要な事項その他大蔵省令で定める事項を記載した修正申告書を所轄税務署長に提出しななければならない。

4 第二十一条第一項又は第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による再評価税の免除を受けようとする法人又は個人は、法人については、第十五条に規定する承認の通知があつた日(同条第七項の規定により承認があつたものとみなされる場合においては、そのみなされる日。以下この章及び第四章において同じ。)の属する事業年度終了の日から二月以内に、個人については、同条に規定する承認の通知があつた日から二月以内に、再評価税の追加免除額及びその計算に關し必要な事項その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を所轄税務署長に提出しななければならない。

5 第二十二條の規定による旧再評価税の免除を受けようとする法人又は個人は、法人については、最低限度以上の再評価を行つた日(その日が施行日前であるときは、同日)を含む事業年度終了の日から二月以内(当該終了の日が昭和二十九年五月三十一日前であるときは、当該終了の日から同年七月三十一日まで)に、個人については、最低限度以上の再評価を行つた日の属する年の翌年二月十六日から三月十五日まで(当該再評価を行つた日の属する年が昭和二十八年であるときは、施行日から昭和二十九年七月三十一日まで)に、同条第一項又は第二項の規定

により免除される旧再評価税の合計額(以下「旧再評価税の免除額」という。))及びその計算に關し必要な事項その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を所轄税務署長に提出しななければならない。

6 前条の規定の適用を受ける法人又は個人は、再評価法第六十二条(再評価資産の譲渡等の場合の届出)に規定する届出の期限までに、前条の規定により課される再評価税額及びその計算に關し必要な事項その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を所轄税務署長に提出しななければならない。

7 再評価法第四十五条第三項(合併法人の申告書の提出)、第四十六条第五項及び第六項(相続人等の申告)、第四十八条(修正申告書)及び第四十九条(申告書提出期限の延長)の規定は、第一項又は第三項から前項までの申告書について準用する。

(法人の再評価税の納付の特例)

第二十五条 第二十条第一項又は第二項の規定により再評価税の免除を受ける法人が減価償却資産について最低限度以上の再評価を行つた後に減価償却資産について再評価を行つてゐる場合(次項に規定する場合を除く。においては、第二十七條の規定に該当する場合を除く外、当該法人が最低限度以上の再評価を行つた日を含む事業年度終了の日後に納付すべき減価償却資産についての再評価税(超過再評価に係る再評価税及び第二十三条の規定により課される再評価税を除く。))については、再評価法第

五十一条第一項及び第二項(法人の減価償却資産についての再評価税の納付)の規定にかかわらず、当該再評価を行つた日を含む事業年度から同以後五年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度終了の日から二月以内を同条第一項の納期とみなし、当該法人が減価償却資産について納付すべき再評価税(超過再評価に係る再評価税及び第二十三条の規定により課される再評価税を除く。)の合計額から当該再評価日を含む事業年度終了の日までに減価償却資産について納付した、又は納付すべきであつた再評価税額(利子税額、過少申告加算税額、過少納付加算税額、重加算税額及び延滞加算税額(以下「利子税額等」という。))に相当する税額を除く。)を控除した金額に相当する税額を当該各事業年度の月数に応じて政令で定めるところにより均分して計算した金額をその各納期において同項の規定により納付すべき税額とみなして、同法の規定を適用する。

2 第二十条第一項から第五項までの規定により再評価税の免除を受ける法人が施行日を含む事業年度開始の前日に終了した事業年度において最低限度以上の再評価を行つた場合においては、第二十七條の規定に該当する場合を除く外、当該法人が施行日を含む事業年度終了の日後に納付すべき減価償却資産についての再評価税(当該終了の日後に行つた超過再評価に係る再評価税及び第二十三条の規定に

より課される再評価税を除く。)については、再評価法第五十一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該事業年度から施行日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度終了の日から二月以内を同条第一項の納期とみなし、当該法人が減価償却資産について納付すべき再評価税(施行日を含む事業年度終了の日後に行つた超過再評価に係る再評価税及び第二十三条の規定により課される再評価税を除く。)の合計額から施行日を含む事業年度終了の日までに減価償却資産について納付した、又は納付すべきであつた再評価税額(利子税額等に相当する税額を除く。)を控除した金額に相当する税額を当該各事業年度の月数に応じて政令で定めるところにより均分して計算した金額をその各納期において同項の規定により納付すべき税額とみなして、同法の規定を適用する。

3 第二十三条第一項から第三項までの規定により再評価税を課される法人は、これらの規定に規定する資産を譲渡し、又は贈与した日を含む事業年度終了の日から二月以内に、これらの規定により課された再評価税を國に納付しななければならない。

4 前項の規定により納付すべき再評価税は、再評価法第五十一条第三項(譲渡等があつた場合の法人の再評価税の納付)の規定により納付すべき再評価税とみなして、同法の規定を適用する。

(個人の再評価税の納付の特例)
第二十六條 第二十七條において準用する同条第一項又は第二項の規定により再評価税の免除を受ける個人が減価償却資産について最低限度以上の再評価を行つた後に減価償却資産について再評価を行つてゐる場合(次項に規定する場合を除く。)においては、第二十七條の規定に該当する場合を除く外、当該個人が最低限度以上の再評価を行つた日の属する年の翌年二月十六日以後において減価償却資産について納付すべき再評価税(超過再評価に係る再評価税及び第二十三條の規定により課される再評価税を除く。)については、再評価法第五十三條第一項及び第二項(個人の減価償却資産についての再評価税の納付)の規定にかかわらず、当該再評価を行つた日の属する年の翌年から五年間の各年の二月十六日から三月十五日までを同条第一項の納期とみなし、当該個人が減価償却資産について納付すべき再評価税(超過再評価に係る再評価税及び第二十三條の規定により課される再評価税を除く。)の合計額から当該個人が当該再評価を行つた日の属する年の翌年二月十五日までに納付した、又は納付すべきであつた減価償却資産についての再評価税額(利子税額等に相当する税額を除く。)を控除した金額に相当する税額を政令で定めるところにより当該各年に均分して計算した金額をその各納期において納付すべき

税額とみなして、同法の規定を適用する。
2 第二十七條第七項において準用する同条第一項から第五項までの規定により再評価税の免除を受ける個人が昭和二十八年中に最低限度以上の再評価を行つた場合には、第二十七條の規定に該当する場合を除く外、当該個人が昭和三十年二月十六日以後納付すべき減価償却資産についての再評価税(同年一月一日以後行つた超過再評価に係る再評価税及び第二十三條の規定により課される再評価税を除く。)については、再評価法第五十三條第一項及び第二項の規定にかかわらず、昭和三十年から昭和三十四年までの各年の二月十六日から三月十五日までを同条第一項の納期とみなし、当該個人が減価償却資産について納付すべき再評価税(昭和三十年一月一日以後行つた超過再評価に係る再評価税及び第二十三條の規定により課される再評価税を除く。)の合計額から当該個人が昭和三十年二月十五日までに減価償却資産について納付した、又は納付すべきであつた再評価税額(利子税額等に相当する税額を除く。)を控除した金額に相当する税額を政令で定めるところにより当該各年に均分して計算した金額をその各納期において納付すべき税額とみなして、同法の規定を適用する。

3 第二十三條第四項又は第五項において準用する同条第一項から第三項までの規定により再評価税を課される個人は、再評価法第五十三條第三項第一号又は第二号(減価償却資産の譲渡等があつた場合の個人の再評価税の納期)に掲げる期間内に、当該再評価税を國に納付しなければならぬ。
4 前項の規定により納付すべき再評価税は、再評価法第五十三條第三項の規定により納付すべき再評価税とみなして、同法の規定を適用する。

(過納となつた再評価税の申告等)
第二十七條 第二十七條第一項から第五項まで(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により再評価税の免除を受ける法人又は個人が、法人については、最低限度以上の再評価を行つた日(その日が施行日前であるときは、同日)を含む事業年度終了の日の、個人については、最低限度以上の再評価を行つた日の属する年の翌年二月十五日(当該再評価を行つた日の属する年が昭和二十八年であるときは、施行日の前日)までに減価償却資産についての再評価税を納付した、又は納付すべき場合に於いて、これらの項の規定の適用に因り、当該納付した、又は納付すべき税額(利子税額等に相当する税額を除く。以下この条において「再評価税の既納付額」という。)が当該法人又は個人が減価償却資産について納付すべき再評価税の合計額をこえることとなるときは、法人については、最低限度以上の再評価を行つた日(その日が施行日前であるときは、同日)を含む事業年度終了の日から二月以内(当該終了の日が昭和二十九

年五月三十一日前であるときは、当該終了の日から同年七月三十一日まで)に、個人については、最低限度以上の再評価を行つた日の属する年の翌年二月十六日から三月十五日まで(当該再評価を行つた日の属する年が昭和二十八年であるときは、施行日から昭和二十九年七月三十一日まで)に、そのこえることとなる部分の税額(以下「再評価税の超過納付額」という。)を再評価税の免除額及び既納付額並びに超過納付額の計算に關し必要な事項その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を所轄税務署長に提出しなければならない。

2 再評価税の既納付額のうち再評価税の超過納付額に相当する金額は、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第三章(三)充當及び還付加算金)の規定の適用については、前項の申告書の提出があつた日において過納に係る国税となつたものとみなす。

(旧再評価税の納付の特例)
第二十八條 第二十二條第一項の規定により旧再評価税の免除を受ける法人が、施行日を含む事業年度以後の各事業年度終了の日から二月以内の各納期において再評価法の一部改正法附則第三項(旧再評価法の一部改正法附則第三項)又は租税特別措置法第十三條の二(法人の旧再評価税の納付の特例)の規定により納付すべき減価償却資産についての旧再評価税額(利子税額等に相当する税額、再評価法の一部改正法附則第三項

の規定に基き旧再評価法第五十六條(法人の旧再評価税の延納)の例により、又は再評価法第五十六條第三項(法人の再評価税の延納)の規定により当該各納期において納付すべき旧再評価税に相当する税額及び再評価法の一部改正法附則第三項の規定に基き旧再評価法第五十六條の例により、又は再評価法第五十六條第三項の

の規定に基き旧再評価法第五十六條(法人の旧再評価税の延納)の例により、又は再評価法第五十六條第三項(法人の再評価税の延納)の規定により当該各納期において納付すべき旧再評価税に相当する税額及び再評価法の一部改正法附則第三項の規定に基き旧再評価法第五十六條の例により、又は再評価法第五十六條第三項の

の規定に基き旧再評価法第五十六條(法人の旧再評価税の延納)の例により、又は再評価法第五十六條第三項(法人の再評価税の延納)の規定により当該各納期において納付すべき旧再評価税に相当する税額及び再評価法の一部改正法附則第三項の規定に基き旧再評価法第五十六條の例により、又は再評価法第五十六條第三項の

昭和二十九年五月三十日 参議院會議録第五十四号 企業資本充實のための資産再評価等の特別措置法案

規定により納付すべきこととなる減価償却資産についての旧再評価税額の二分の一に相当する税額とする。

3 第二十二条第一項の規定に該当する法人が施行日を含む事業年度終了の日後に最低限度以上の再評価を行つたことに因り、施行日を含む事業年度終了の日から最低限度以上の再評価を行つた日を含む事業年度終了の日までの期間内に納付した、又は納付すべき減価償却資産についての旧再評価税額の合計額（利子税額等に相当する税額を除く。以下この条において「旧再評価税の既納付額」という。）が当該期間内において前二項の規定により納付すべき旧再評価税額の合計額をこえる場合において、当該法人は、第二十四条第五項に規定する申告書に、そのこえる部分の税額（以下「旧再評価税の超過納付額」という。）、旧再評価税の既納付額及び旧再評価税の超過納付額の計算に關し必要な事項を記載しなければならない。

4 旧再評価税の超過納付額は、政令で定めるところにより、前項に規定する法人が最低限度以上の再評価を行つた日を含む事業年度終了の日後納付すべき旧再評価税額（第三十条第一項の規定により徴収を猶予されている旧再評価税額を含む。以下この項において同じ。）から控除する。この場合において、当該超過納付額が同日後納付すべき旧再評価税額の合計額をこえる場合におけるそのこえる金額又は同日後納付すべき旧再評価

税額がない場合における当該超過納付額については、前項に規定する申告書の提出があつた日において過納に係る国税となつたものとみなして、国税徴収法第三章ノ三（充當及び還付加算金）の規定を適用する。

5 第二十二条第二項の規定により旧再評価税の免除を受ける個人が昭和三十年以後の各年の二月十六日から三月十五日までの各納期において再評価法の一部改正法附則第三項又は租税特別措置法第十三条（個人の旧再評価税の納付の特例）の規定により納付すべき減価償却資産についての旧再評価税額（利子税額等に相当する税額、再評価法の一部改正法附則第三項の規定に基き旧再評価法第五十八条個人の旧再評価税の延納）の例により、又は再評価法第五十八条第三項（個人の再評価税の延納）の規定により当該各納期において納付すべき旧再評価税に相当する税額及び再評価法の一部改正法附則第三項の規定に基き旧再評価法第五十三条第三項（減価償却資産の譲渡等があつた場合の旧再評価税の納付）の例により昭和三十年二月十六日から三月十五日までの間に納付すべき税額を除く）は、当該各納期においてこれらの規定により納付すべき税額の二分の一に相当する税額とする。

再評価法の一部改正法附則第三項又は租税特別措置法第十三条の規定により納付すべきであつた減価償却資産についての旧再評価税額（利子税額等に相当する税額を除く。）のうち再評価法の一部改正法附則第三項の規定に基き旧再評価法第五十八条第三項の規定により昭和三十年二月十六日から三月十五日までの納期において納付すべき減価償却資産についての旧再評価税額は、当該個人が第二十二条第二項の規定に該当しないものとした場合に当該納期において再評価法の一部改正法附則第三項の規定に基き旧再評価法第五十八条の例により、又は再評価法第五十八条第三項の規定により納付すべきこととなる減価償却資産についての旧再評価税額の二分の一に相当する税額とする。

から二月以内に納付すべき再評価税額から控除する。

2 前項の場合において、追加免除額が第十五条の規定による承認の通知があつた日の属する事業年度終了の日後に納付すべき再評価税額をこえる場合におけるそのこえる金額又は当該法人が同日後に納付すべき再評価税額がない場合における追加免除額については、同項に規定する申告書の提出があつた日において過納に係る国税となつたものとみなして、国税徴収法第三章ノ三（充當及び還付加算金）の規定を適用する。

3 第二十一条第三項において準用する同条第一項又は第二項の規定により再評価税の免除を受ける個人が第二十四条第四項に規定する申告書を提出した場合において、当該個人が当該申告書を提出した日以後に納付すべき再評価税額があるときは、当該申告書に記載された追加免除額に相当する金額は、政令で定めるところにより、同日以後納付すべき再評価税額から控除する。

4 前項の場合において、追加免除額が同項に規定する申告書を提出した日以後に納付すべき再評価税額をこえる場合におけるそのこえる金額又は当該個人が同日以後納付すべき再評価税額がない場合における追加免除額については、同項において過納に係る国税となつたものとみなして、国税徴収法第三章ノ三の規定を適用する。

（再評価税等の徴収猶予）

第三十条 施行日前に最低限度以上

の再評価を行つていない要再評価会社については、税務署長は、当該会社の申請により、同日を含む事業年度終了の日から昭和二十九年中に最後に開始する事業年度（当該会社が当該事業年度開始の前日に最低限度以上の再評価を行つたときは、当該再評価を行つた日を含む事業年度）の終了の日から二月を経過した日までの間に限り、政令で定めるところにより、当該会社が当該期間内に納付すべき減価償却資産についての再評価税額又は旧再評価税額の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

2 法人又は個人が最低限度以上の再評価を行つた日以後減価償却資産についての再評価税額を納付すべき場合において、当該法人又は個人が第十五条の規定による申請書を提出しているときは、税務署長は、当該法人又は個人の申請により、法人については、同条の規定による承認に關する通知があつた日の属する事業年度終了の日から二月を経過した日まで、個人については、同条の規定による承認に關する通知があつた日から二月を経過した日までの間に、政令で定めるところにより、当該税額のうち当該承認があつたものとした場合に第二十一条の規定により生ずることとなる追加免除額に相当する金額の範囲内において、当該再評価税額の全部又は一部の徴収を猶予することができ

3 前二項の規定による徴収猶予を

申請した法人又は個人が第二十条から第二十二条までの規定に該当するに至つた場合においては、これらの項の規定により徴収を猶予した再評価額又は旧再評価額のうち再評価額若しくは旧再評価額の免除額又は再評価額の追加免除額に相当する金額に達するまでの金額については、再評価法第七十七条(利子税額)の規定は、適用しない。

(延納期間の特例)

第三十一条 再評価法第五十六条第四項(法人の再評価額の延納の終期)及び第五十八条第四項(個人の再評価額の延納の終期)の規定は、最低限度以上の再評価額を行つた法人及び個人については、適用しない。

(評価減により再評価額立金を取り戻すした場合の再評価額又は旧再評価額の免除の特例)

第三十二条 第二十条又は第二十一条の規定により再評価額の免除を受けた法人が再評価を行つた減価償却資産(第三項に規定する資産を除く。)について帳簿価額の減額(第十五条の規定による承認を経た減額を除く。以下この条において同じ。)をした場合における再評価法第八十四条(再評価額立金を取り戻す場合の再評価額の免除)の規定の適用については、同条第一項に規定する百分の六の割合は、百分の六の割合に第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて算出した割合とする。

かつたものとした場合において、当該法人が再評価を行つた減価償却資産について再評価法の規定により課されることとなる再評価額の合計額から当該免除を受けた再評価額の合計額を控除した金額

二 当該法人が当該免除を受けなかつたものとした場合において、当該法人が再評価を行つた減価償却資産について再評価法の規定により課されることとなる再評価額の合計額

2 第二十二條の規定により旧再評価額の免除を受けた法人が旧再評価額を行つた減価償却資産(次項に規定する資産を除く。)について帳簿価額の減額をした場合における再評価法の一部改正法附則第三項(旧再評価額についての適用法令)の規定によりなお従前の例による旧再評価法第八十四条(再評価額立金を取り戻す場合の旧再評価額の免除)の規定の適用については、同条第一項に規定する百分の六の割合は、百分の六の割合に第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて算出した割合とする。

一 当該法人が旧再評価を行つた減価償却資産について旧再評価法の規定により課された旧再評価額の合計額から当該免除を受けた旧再評価額の合計額を控除した金額

二 当該法人が旧再評価を行つた減価償却資産について旧再評価法の規定により課された旧再評価額の合計額

1 第一項第一号に掲げる金額に前項第二号に掲げる金額(当該法人が第二十二條の規定により旧再評価額の免除を受けているときは、前項第一号に掲げる金額)を加算した金額

二 第一項第二号に掲げる金額に前項第二号に掲げる金額を加算した金額

減価償却資産について旧再評価法の規定により課された旧再評価額の合計額

3 第二十条又は第二十一条の規定により再評価額の免除を受けた法人が再評価及び旧再評価を行つた減価償却資産について帳簿価額の減額をした場合における再評価法第八十四条の規定の適用については、同条第一項に規定する百分の六の割合は、百分の六の割合に第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて算出した割合とする。

一 第一項第一号に掲げる金額に前項第二号に掲げる金額(当該法人が第二十二條の規定により旧再評価額の免除を受けているときは、前項第一号に掲げる金額)を加算した金額

二 第一項第二号に掲げる金額に前項第二号に掲げる金額を加算した金額

(固定資産税の課税標準の特例)

第三十三条 法人又は個人が最低限度以上の再評価を行つた場合において、当該法人又は個人が再評価を行つた償却資産に対する昭和三十一年度から昭和三十三年度までの各年度分の固定資産税の賦課期日のいずれか一日における当該資産の価額が当該資産に対する昭和三十一年度分(昭和二十八年十二月三十一日まで)に再評価を行つた資産で当該資産の再評価額が昭和二十九年年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつたものについては、昭和二十八年年度分。以下この条において同じ。)の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格をこえるときは、当該資産に対して当該法人又は個人に課するその日に

係る年度分の固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格は、地方税法第三百八十九条第一項(道府県知事又は自治庁長官による価格の決定)、第四百八条第二項(固定資産評価員による評価)、第四百十条第一項及び第二項(市町村長による価格の決定)、第四百十四条(固定資産の価格の最低限度)並びに第七百四十三条第一項(大規模の償却資産の価格の決定)の規定にかかわらず、当該資産に対する昭和二十九年年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格とする。

2 法人又は個人が再評価を行つた償却資産で前項の規定の適用を受けるものに対し同項に規定する各年度分の固定資産税を課する場合において、当該資産に対する昭和二十九年年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格が重大な錯誤に因り、又は特別の事由に因る輕減に因り、他の類似的償却資産の同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比して明らかに、且つ、著しく低いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ自治庁長官に届け出て、その低いと認められる価格をこえ、当該再評価を行つた償却資産の昭和二十七年十二月三十一日における旧再評価限度相当額(昭和二十五年一月一日以後取得した償却資産については、当該資産の昭和二十七年十二月三十一日における帳簿価額)以下の価格により当該資産に対して課する固定資産税の課税標準の基礎とな

るべき価格を決定することができ

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人又は個人が次条の規定による申告をその期限内にした場合に限り適用する。

(固定資産税の輕減についての申告)

第三十四条 最低限度以上の再評価を行つた法人又は個人が再評価を行つた償却資産に対する固定資産税について前条の規定による輕減を受けようとするときは、総理府令で定めるところにより、昭和三十年から昭和三十三年までの各年の一月一日から一月三十一日まで

に地方税法第三百八十九条第一項(償却資産の申告)(第七百四十五条(道府県が課する固定資産税の賦課徴収等)において準用する場合を含む。)又は第三百九十四条(道府県知事又は自治庁長官によつて評価される固定資産の申告)の規定による申告をする際に、これらの規定に規定する事項の外、最低限度以上の再評価を行つた旨及び当該再評価を行つた日その他当該輕減に關し必要な事項を市町村長、道府県知事又は自治庁長官に申告しなければならない。

第四章 雜則

(再評価実施状況の公示)

第三十五条 会社(施行日において資本の額が五百万円に満たないものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。)の取締役が昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度(当該会社が施行日後当

該事業年度開始の日前に最低限度以上の再評価を行つてゐる場合においては、当該再評価を行つた日を含む事業年度とし、施行日前に当該再評価を行つた場合においては、施行日を含む事業年度とする。終了の日以後昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度終了の日前に、商法第二百八十三条第一項（計算書類の承認）の規定により株主総会に提出する貸借対照表及び同条第二項（貸借対照表の公告）の規定により公告する貸借対照表には、最低限度以上の再評価を行つた会社については、当該再評価を行つた旨並びに当該再評価を行つた日における要再評価資産の再評価後簿価額及び再評価限度額の合計額を、昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度開始の日までに最低限度以上の再評価を行わなかつた会社については、同日における要再評価資産の帳簿価額の合計額及び再評価限度額の合計額を附記しなければならない。

2 陳腐化資産等について第六条第四項の規定により陳腐化資産等限度額をこえて再評価を行つた会社で当該資産について第十五条の規定による帳簿価額の減額の承認を申請したものがある前項の規定により提出し、又は公告する貸借対照表には、当該承認に關する通知があつた日を含む事業年度開始の日前に終了する事業年度については、当該申請に係る帳簿価額の減額の額の合計額を附記し、当該通知があつた日を含む事業年度以後の事業年度については、再評価後簿価

総額に代え、当該総額から当該承認を経て帳簿価額の減額をした額の合計額を控除した額を附記するものとする。

3 前二項の規定は、有限会社（施行日において資本の総額が五百万円に満たないものを除く。以下次条第二項において同じ。）の取締役が有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第四十六条（会社の計算に關する商法の規定の準用）において準用する商法第二百八十三条第一項の規定により社員総会に提出する貸借対照表について準用する。

（債権実施状況の總會への報告）

第三十六条 会社の取締役が商法第二百八十三条第一項（計算書類の承認）の規定により株主総会に提出する損益計算書で前条第一項又は第二項に規定する事項を附記した貸借対照表とともに提出するものには、当該損益計算書に係る事業年度の減価償却資産の普通償却範囲額の合計額及び当該事業年度において減価償却資産について行つた減価償却の額の合計額（翌事業年度に繰り越される償却不足額がある場合においては、当該合計額及び当該不足額）を附記しなければならない。

2 前項の規定は、有限会社の取締役が有限会社法第四十六条（会社の計算に關する商法の規定の準用）において準用する商法第二百八十三条第一項の規定により社員総会に提出する損益計算書について準用する。

（限度額の更正等）

第三十七条 第四條、第五條、第八條、第九條、第十一條、第十二條、第二十四條又は第二十七條に規定する申告書又は明細書に記載された要再評価資産の再評価限度額若しくはその合計額、最低再評価限度額、陳腐化資産等限度額、再評価額、再評価額若しくは旧再評価額の免除額若しくは超過納付額又は再評価額の追加免除額の計算に誤があると認める場合においては、所轄国税局長又は所轄税務署長は、その調査により、再評価限度額若しくはその合計額、最低再評価限度額、陳腐化資産等限度額、再評価額、再評価額若しくは旧再評価額の免除額若しくは超過納付額又は再評価額の追加免除額を更正する。

2 第二十四條第六項の規定による申告書を提出すべき法人又は個人が当該申告書を提出しなかつた場合においては、所轄国税局長又は所轄税務署長は、その調査により、第二十三條の規定により課すべき再評価額を決定する。

3 再評価法第六十七條から第七十條まで（再評価額等の再更正、更正又は決定の権限、更正又は決定の通知、更正の期限、追徴税額の徴収及び納付）の規定は、前二項の規定による更正又は決定について、同法第七十八條から第八十三條まで（過少申告加算税額等の徴収、免除及び通知）の規定は、第二十四條第六項に規定する申告書に記載された再評価額に誤がある場合、当該申告書の提出がな

かつた場合又は第八條、第九條、第十一條、第十二條、第二十四條若しくは第二十七條に規定する申告書若しくは明細書に記載された再評価額若しくは旧再評価額の免除額若しくは超過納付額若しくは再評価額の追加免除額が過大である場合について準用する。

4 再評価法第八章（審査及び訴訟）の規定は、第一項の規定による更正（前項において準用する同法第六十七條（再評価額等の再更正）の規定による更正を含む。以下次項において同じ。）若しくは第二項の規定による決定に係る事項又は前項において準用する同法第八十三條（加算税額の通知）の規定により通知を受けた事項に対して異議がある場合について準用する。

5 再評価法第一百十條（更正の場合の経理）の規定は、第一項の規定による更正についての通知を受けた法人の再評価額立金の組入れ又は再評価額立金の取替し若しくは積立について準用する。

（充当又は還付の場合の再評価額立金の積立）

第三十八條 法人が納付した再評価税額又は旧再評価税額のうち第三章の規定の適用に因り過納となつた金額がある場合において、当該金額の全部又は一部が国税徴収法第三章ノ三（充当及び還付加算金）の規定により再評価税及び旧再評価税以外の未納の国税若しくは滞納処分費に充当され、又は還付されたときは、当該法人は、その充当又は還付があつた日において、その充当され、又は還付され

た金額に相当する金額を再評価額立金に組み入れ、又は再評価額立金として積み立てなければならない。

（陳腐化資産等についての償却額の計算の特例等）

第三十九條 第十五條の規定により帳簿価額の減額の承認を申請した陳腐化資産等については、第六條第四項の規定により当該資産について再評価を行つた日から当該承認に關する通知があつた日まで、当該申請に係る帳簿価額の減額の額を控除して算出した額を当該資産の再評価額とみなして、再評価法第二百一十一條（再評価資産についての償却額の計算）の規定を適用する。

2 個人が第十五條又は第十六條の規定による承認を経て帳簿価額の減額をした減価償却資産については、当該減額をした日以後においては、当該減額後の帳簿価額を当該資産の再評価額とみなして、再評価法第二百一十一條の規定を適用する。

（利益配当等の報告）

第四十條 第六條第一項の規定の適用がある要再評価会社（同族会社を除く。）で同項の規定による再評価を行わなかつたものは、昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度から昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度終了の日から二月以内、大蔵省令で定めるところにより、当該事業年度について行つた利益配当の額及び当該事業年

度における当該会社の資本の額の平均額を記載した報告書が大蔵大臣に提出しなければならない。

2 再評価実施会社(同族会社を除く)は、昭和三十三年三月三十一日を含む事業年度から昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度終了の日から二月以内に、大蔵省令で定めるところにより、当該事業年度について行つた利益配当の額、当該事業年度における資本の額の平均額、当該事業年度終了の日までに資本に組み入れた再評価積立金の額、再評価法第二百二条(再評価積立金の積立)、第二百八条(合併の場合の再評価積立金の承継)若しくは第二百十条(更正の場合の経理)又は第三十八条の規定により再評価積立金として積み立て、若しくはこれに組み入れた金額の合計額から、同法第二百三条(再評価税の納付の場合の取組)し、第二百四条第一項若しくは第二項(譲渡損等の場合の取組)し、第二百五条(調整勘定を設けている金融機関が行う取組)し、第二百七条第一項第三号(損失をてん補した場合の取組)し又は第二百十条の規定により当該事業年度終了の日までに取組みずした金額の合計額に同日後納付すべき再評価税額(旧再評価税額を含む)を加算した金額を控除して算出した金額、当該事業年度の減価償却資産の普通償却範囲額の合計額及び当該事業年度において減価償却資産について行つた減価償却の額の合計額を記載した報告書が大蔵大臣に提出しなければならない。

(当該職員の間接検査)

第四十一条 当該職員は、この法律

の施行に關し必要があると認めるときは、要再評価会社、要再評価会社であると認められる会社、第二十条から第二十二条までの規定により再評価税の免除を受けようとする者又は第二十三條の規定により再評価税を納付する義務がある者若しくはその義務があると認められる者に質問し、又はこれらの者の資産若しくはその資産に關する帳簿書類を検査することができ

2 当該職員は、前項の規定により

質問し、又は検査する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査

の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(評価減の承認に關する権限の委任)

第四十二条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、第十五条又は第十六条の規定による承認に關する権限の一部を国税庁長官又は国税局長に委任することができる。

第五章 罰則

第四十三条 詐偽その他不正の行為

により第二十三條の規定により課される再評価税を免かれた者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた再評価税額が五百

万円をこえるときは、情状に因り、同項の罰金は、五百万円をこえ、その免かれた再評価税額に相當する金額以下とすることができ

第四十四条 左の各号の一に該當す

る者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十七條において準用する

再評価法第二百十條(更正の場合の経理)又は第三十八條の規定に違反して再評価積立金への組入れ又は再評価積立金の積立若しくは取組をしない者

二 第四十一条第一項の規定によ

る質問に答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

三 第四十一条第一項の規定によ

る検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第四十一条第一項の規定によ

る検査に際し虚偽の記載をした帳簿書類を呈示した者

第四十五条 左の各号の一に該當す

る者は、十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因りその刑を免除することができる。

一 正当な事由がなく第四條又は

第五條の規定による申告書を提出しなかつた者

二 正当な事由がなく第二十四

條第六項の規定による申告書を提出しなかつた者

三 第三十五條又は第三十六條の

規定に違反して貸借対照表又は損益計算書にこれらの規定に規定する事項を附記しなかつた者

四 第四十條の規定による報告書

を提出しなかつた者

第四十六条 法人の代表者又は法人

若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は資産に關して前三條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第四十七条 第四十三條の罪を犯し

た者には、刑法(明治四十年法律第四十五號)第四十八條第二項(併合罪)、第六十三條(従犯の刑の減輕)及び第六十六條(情状に因る刑の減輕)の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

第四十八條 要再評価会社が左の各

号の一に該當する場合においては、その違反行為をした会社の取締役を三十万円以下の過料に処する。

一 第六條第一項の規定に違反し

て再評価を行なかつた場合

二 第十七條又は第十八條の規定

に違反して利益の配當を行つた場合

2 前項第二号の規定に該當する場

合(他の法令又は定款の規定に違反する場合を除く)においては、商法第四百八十九條第三号(法令に違反する利益配當等)についての罰則の規定は、適用しない。

第四十九條 第十五條第一項若しく

は第二項(第十九條第六項において準用する場合を含む)又は第十六條第一項(第十九條第六項において準用する場合を含む)の規定に違反して要再評価資産について帳簿価額の減額をした場合にお

るその行為者は、十万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 資産再評価法の一部を次のよう

に改正する。

第九十三條第三項中「第七十三

條第二項の下に又は企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭和二十九年法律第 号)第十五條第五項を、「第七章の下に又は企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法第三十七條」を加える。

第七十七條第一項中「金融機関再

建整備法の規定による調整勘定を設けている金融機関の再評価積立金については、第一号及び第三号を削り、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 株式の消却又は資本の減少

をした法人が当該消却又は減少に因り金銭その他の財産を支払い、又は交付する場合

第九十八條中「再評価積立金の額

に相當する金額」の下に(合併に因り合併法人が被合併法人の株主、社員又は出資者に対して交付し、又は支払う株式、金銭その他の財産のうち被合併法人の再評価積立金に対応する部分に相當する金額を除く)を加える。

第九十九條第三項中「及び再評価

税」を削り、同条第六項を削り、同条第七項中「第一項から第五項まで」を「前五項」に改め、同項を同条第六項とする。

「大矢半次郎君、拍手」

○大矢半次郎君 只今上程せられました企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、資産再評価の実施の状況並びに企業資本の構成、経理等の実情に鑑み、一定規模以上の会社について資産の再評価を強制すると共に、一定限度以上の再評価を行なった者に対して、再評価税及び固定資産税を軽減する等の措置を講ずることにより、企業資本の充実を促進し、その経営の安定と経理の健全化を図ろうとするものであります。

以下その大要を申し上げますと、

第一に、一定規模以上の株式会社は、原則としてこの法律施行日後、昭和二十九年中に開始する事業年度開始の日、いづれか一の日現在で、減価償却資産につき、再評価実施後の帳簿価額の総額が第三次再評価の限度額の総額の百分の八十以上となるように再評価を行わなければならないこととしております。

第二に、陳腐化した資産等の多い会社につきましては、一旦最低限度まで再評価を行なった後、大蔵大臣の承認を経て陳腐化資産等の帳簿価額の減額をさせることとしております。

第三に、資産再評価実施会社は、昭和三十三年三月十一日を含む事業年度から三年間の各事業年度においては、その

直前の事業年度までに再評価積立金の百分の三十以上を資本に組入れ、且つその事業年度において普通償却範囲額の百分の九十以上の減価償却を行なった場合でなければ年二割を超える配当を行なつてはならないこととしております。なお、最低限度以上の再評価を行なかつた会社は、昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度から、年二割を超える配当を行なつてはならないこととしております。

第四に、最低限度以上の再評価を行なつたものに対しては、減価償却資産についての第三次再評価の再評価差額のうち、再評価限度額の百分の六十五を超える部分に対する再評価税を免除すると共に、再評価限度額の百分の六十五に達するまでの部分については、再評価税の二分の一を免除することにより、納税者の選択により、個々の資産について第一次再評価の限度額に相当する額を算出して免除額の計算を行ふこととしております。

第五に、最低限度以上の再評価を行なつた者に対する昭和三十一年度から三年度間の家賃以外の償却資産に対する固定資産税については、その資産の評価額が昭和二十九年年度分の課税標準の基礎となつた価格を超える場合には、原則として昭和二十九年年度分の課税の基礎となつたものによつて賦課することとし、すでに昭和二十八年中に再

評価を行なつた資産の再評価額が昭和二十九年年度分の課税の基礎となつていない場合には、昭和二十八年年度分の課税の基礎となつた価格によることとしてしております。

第六に、資本金五百万円以上の株式会社等が総会に提出し、又は新聞に公告する貸借対照表には、再評価の実施状況を附記させることとしてしております。

本案につきましては、衆議院において一部修正が行われました。修正せられました点は、第一に、政府原案では再評価積立金の百分の四十以上を資本に組入れ、且つ普通償却範囲額の百分の九十以上の減価償却を行つた場合でなければ、年一割五分以上の配当を行なつてはならないこととなつておりましたのを、積立金の百分の三十以上を資本に組入れ、且つ償却範囲額の百分の九十以上の償却を行なつた場合でなければ、年二割を超える配当を行なつてはならないことに改めたこと。

〔副議長退席、議長着席〕

第二に、政府原案では、最低限度以上の再評価を行なかつた会社に対して、昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度から年一割五分を超える配当を行なつてはならないこととなつておりましたのを、年二割を超える配当を行なつてはならないことに改めたことの二点であります。

本案につきましては、特に参考人の意見をも聴取いたしました。慎重に審議いたしました。審議の過程において行われました質疑応答のうち、主なるものについて申し上げますと、「資産再評価の強制実施は、もつと早く行ふべきではなかつたか、今の時期を選んだのはどういふ判断からか」との質疑に対し、「今、振返つて見ると少し遅れておる感がないでもないが、経済界にその機運が熟して来たこと、会社経理の健全化のためには、いつまでも現状のままに放つておけないものがあることなどの理由から今回実施することにした」との答弁があり、「今回の特別措置は昭和二十九年年度の法人税収入にどのような影響があるか」との質疑に対し、「減価償却額の増その他により、四十九億円の収入減が見込まれる」との答弁があり、「衆議院で修正された案によると、再評価積立金の資本組入額はどのくらいになる見込であるか」との質疑に対し、「政府原案では、猶予期間の三年間に大体千二百六十億円程度の資本組入れがある見込であつたが、衆議院で修正された案によると、その額は大体六百億円乃至六百五十億円程度となるであろう」との答弁がありました。

その他陳腐化資産等の評価の問題、最低再評価限度額まで再評価を行なかつた場合の配当制限の問題、額面株式の券面額の引上げの問題、税務職員

の調査権限の問題、罰則の適用範囲及び刑の量定の問題、金融機関再整備法の規定による調整勘定を設けている金融機関の再評価積立金の取扱いの問題等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は速記録によつて御承知願ひたいと存じます。

質疑を終り、討論に入りましたところ、小林委員より、「再評価積立金の百分の三十以上を資本に組入れ、且つ普通償却範囲額の百分の九十以上の減価償却を行なかつた場合の配当制限及び最低限度以上の再評価を行なかつた会社に対する配当制限が、それぞれ年二割となつておりますのを、年一割五分に改める修正案を提出するとともに、修正部分を除く衆議院送付案に賛成する」との意見が述べられ、東委員より、「政府原案程度ならば賛成の意向であつたが、修正案は妥協的なものであつて賛成しがたい。衆議院送付案にも反対する」との意見が述べられ、菊川委員より、「衆議院送付案は政府原案を骨抜きにしたものであり、而もその審議の経過からいつても承服しがたいものがあり、又、修正案は、政府原案でも微温的なものと考えられるのに、それ以上微温的なものであるの

委員より、「本案は吉田内閣提出になるものであり、且つ本案の内容についても更に再検討を加えて次期国会に提出せられるのが適当と考えられるものがある。衆議院送付案及び修正案に反対する」との意見が述べられ、採決の結果、修正案及び修正部分を除く衆議院送付案はそれ／＼多数を以て可決せられ、本案は修正議決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。菊川孝夫君。

「菊川孝夫君登壇、拍手」

○菊川孝夫君 私は社会党第四控室を代表いたしまして、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案の衆議院送付案及び委員会修正案に反対するものであります。

資産再評価については、一次、二次、三次と法的な処置が行われまして、インフレの最終的の跡始末としての資産再評価というものが一応決定いたしております。併しながら法律の意図としております通りには行われないうちに、いよいよこれが資産再評価の最終的なものであるといった特別な措置をとる必要があるというのが本案の趣旨であります。企業の自己資本を充実するために、資産の再評価を強制し、その再評価した帳簿価額に必ず償却を推進し、更に再評価の結果できた積

立金を資本に組入れることを推進しようとするものであります。吉田内閣の性格上、資本家の要求を無暗に取入れており、現在の日本経済が直面している困難な立場から考えて、極めて徹底的な原案が提出されたのであります。

即ち、政府原案におきましては、先ず再評価税と固定資産税について第三次再評価税に相当する分を免除し、二十九年度の固定資産税の課税の標準になつた額にとどめるという税法上の優遇を行い、資産の再評価を強制し、再評価積立金の四〇％以上を資本に組入れた場合、又は法定減価償却積立金の九〇％までの積立を行わなかつた場合において、一割五分以上の株主配当を行なつてはならないとして

の資本組入れが十分に行われないうちに、表面上の高い利益率が企業経営に現われる結果、経営者をして如何にも龐大な収益を上げておるといふ錯覚を起させ、そこに社用族を跋扈させることになり得ます。一方、必要欠くべからざるところの減価償却積立金の積立てに充たすべきものが、株主維持のために高率配当となつて社外に流出して、資本の食いつぶしが行われることになり得ます。ここ数年來の高級料亭、或いはゴルフ場における社用族の横行、社長、重役用の高級自動車の氾濫はその

証左であります。造船業であるとか、陸運汚染等底の知れない政財界の腐敗も、畢竟するにここに根源があり、資本家階級と保守政の諸君が結んで、日本の資本を食い潰して参つたと言つても過言ではないと思ひます。

(拍手) 従ひまして現在の段階におきましては、保守党及び資本家の諸君が総反省して、このような類腐敗の風潮を根本的に改めなければならぬところに参つて存じます。それがための一つの手段として、本措置法にもつと積極的な意欲、例へば強制償却の条項まで盛り込むべきであつたと思ひますけれども、財界の圧力によつて、このように徹底的なものになつてしまつて、このが反対の第一の理由であります。

強制する面が徹底的であるにかかわらず、減税の面が極めて積極的であり、この措置全般を通じて、国税、地方税合せまして百数十億の減税になり、このことは言い換へれば、自由党と財界が結託して租税の食い逃げをやつたということになります。反対理由の第二に挙げなければならぬと存じます。

原案でさえも容易に納得し得ないものにもかかわらず、衆議院におきまして、自由党の諸君が証券業者の猛運動に依り、更に改悪を行なつたのが衆議院修正案なのであります。(拍手) 即ち四〇％以上の資本組入れを行わなかつ

た場合、及び減価償却範囲の合計額の百分の九十に相当する減価償却を行わなかつた場合には、一割五分以上の株主配当を行なつてはならないという制限は、株主に影響するといふ理由で、証券業者から猛運動が行われした結果、四〇％の組入れを三〇％とし、配当制限を二割にして本院に送付されて参つたのであります。この修正案を以て証券業界は、本法案の實質的な骨抜きができたとしてほくそ笑んでゐるのであります。即ち二割の配当制限などということは、現在東京証券取引所の上場有配株平均配当率を見ましても、一割八分というのが実情でありますからして、実際には有名無実過ぎないし、資本組入れの制限率を三〇％としたことで、株式界に及ぼす影響は殆んどないことになり得ます。即ち政府原案によりますると、三年間に約一千二百億ぐらいの資本組入れが行われる見込でありますけれども、衆議院の修正案によりますると、約六百億ぐらいになり、本法案による処置がとられなくとも五百六十億ぐらいの組入れが行われる見込でありますからして、結果的には修正案ではなくて、完全な租税食い逃げ法案となつてしまつたのであります。(拍手) 従ひまして私の最も恐れまふことは、再評価疑獄の生ずる危険を含んでいるのではなからうかという点なのであります。さすがに衆議院本会議でこの修正案が採決され

る際に、立法の責任者であるところの小等原大蔵大臣は、この修正案に青票を握つたものか、或いは白票を握つたものかといふので、逡巡して中腰になつておつたのを、例の益谷秀次氏に叱咤激励されまして、顔面蒼白となりながら白票を投じた一こまがこの辺の事情を雄弁に物語つてゐると思ひのであります。これが反対理由の第三であります。

次に、政党政治のルールという点から監視できない不信行為を行なつたという点であります。常に政党内閣制を強調する自由党が、与党でありながら、証券業者の要請を入れて政府原案に骨抜きの修正を加へ、担当大臣までがこれに同調するがごときは、政党政治の常道をみだる、これより甚だしきものがあります。(拍手) 而も、現に疑獄事件の続発によつて国民から総反響をこうむつてゐる自由党が、まだ性懲りもなく、かかる行為を行なつたことは許すべからざる政治的罪惡だと言わなければなりません。(拍手) これが反対の理由の第四であります。

といひましたならば、最近、日本でも超一流と言われます石炭会社が四十三億に及ぶところの赤字を処理するために、資産再評価積立金三十億を切落しておるのでありますが、これは明らかに実質的な減資であります。が、法律上の減資でないところからいとも簡単に切落されているのであります。今後これに倣つた傾向が各企業に現われ、税法上の特例を以て保護を受けた積立金が経営者の拙劣放漫によつて生じた赤字埋合せのために食いつぶされることは、経済道義上厳しく批判されなければならないと存じます。小林修正案は、これに一応の道を開いている。これに対して、もつと四〇%、原案通りに少くとも戻すべきである。こういう理由から反対せざるを得ないのであります。

以上申述べまして通り、日本経済は極めて重大な段階に参つてゐる現在、未だ目前の利益を追求するために急にして、国家百年の大計を考へないところの資本家と自由党吉田内閣の経済政策は、我々の納得し得ざるところでありまして、その一端が本法案に露呈されていることを指摘いたしまして、我々は強く本法案並びに修正案に反対する次第であります。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 小林政夫君。〔小林政夫君登壇、拍手〕

○小林政夫君 私は修正案を提案したわけでありするから、もとより修正

案に賛成をし、衆議院送付のその他の部分についても賛成をいたします。

現段階、又は現時限における資本の所有者が何人でもございまいしうとも、その資本は国の富であり、又多くは人類の富でありますから、これが尊重されなければならぬことは当然であります。徒らな食いつぶしは許されないのであります。その所有の形態に異存があろうとも、その破壊を図るべきことは許さるべきことではない。只今菊川委員の討論を承りまして、私は非常に心強いものを感じたのであります。なお、大蔵委員会における両社会党委員は真に、真摯にこの法案と取つ組まれまして、実に十分なる認識の下に、この案を不徹底として反対をされているのであります。私は、従来の資本に対する両社の態度の非常なる前進であると考えまして、深甚なる敬意を表する次第であります。

本法案は、利益配当を制限し、或いは従業員労働者のベーズ・アップを抑制するといふようなことが本旨ではないのであります。架空の利益の計上を阻止し、労使双方よりの資本食いつぶしを阻止することが目的であると私は思います。で、本法案の内容は、委員長報告その他によつて、十分御了承願つたことと思ひますが、私の分け方を以てするならば、三つの内容を持つておると思ひます。再評価促進の措置。架空利益計上阻止のための措置。過小

の公称資本是正。それは裏返せば、配当率の適正化を促進する、この三つの内容に分けられると思ふのであります。

で、再評価促進の措置といひましたのは、再評価税の減免、この再評価税の減免といふことについては、第三次再評価分に対する再評価税は全免をし、一次、二次分は半減して三分とする。こういうことであります。今、菊川委員は、相当多額の減税をやつてけしからんかのごとき発言がございまして、由來再評価といふものは、何も利益があつたものではないのであります。資産の評価額である。時価に合すに過ぎない。それによつて特別な利益が生れたものではないのであります。これから税金を取るといふことが間違ひなものであります。(拍手)税金を取るといふことは間違ひである。我々はこの再評価関係の法案を審議する際に、常に再評価税は取るべからずといふことを強く主張して参つたのであります。その一端が容れられて、今回強制再評価をやるに當つて、第三次再評価に対する再評価税は全免する。併し今までの均衡もあるからといふこと、第一、第二次分は半減する。こ

ういふことになつたのであります。この一次、二次分に対する半減も、私は取つてもらいたくない。取るべからずと私は信ずる。ただ、ここでその税を取るなという立場から考えてみますと、同じくこの国会において通過をいたしました租税特別措置法の改正によつて、再評価積立金は、資本へ組入れたいわゆる無償増資に対する年五%の配当金は経費に算入するといふ措置をとりました。それによる法人関係の税負担の軽減、これと今の一次、二次分の税負担とが必ずしも見合ひしませんけれども、先づ、さういふことで諦めがつくと私は考えて、不満足ながらこの点を許すことにいたしましたのであります。

固定資産税の軽減であります。これはやはり再評価を促進する、今まで再評価をやらなければならぬといふことを企業者はわかつておつても、この固定資産税の負担といふものは、この再評価をやる上において、非常に障害であつたのであります。そこで、少くともこの第三次の再評価をやつたことによつて固定資産税が殖えないように措置をしたわけでありまして。即ち、第三次再評価より以前の課税標準を以て三年間固定資産税をかける。即ち三年間は第三次再評価前の課税標準に据置、こ

ういふ措置でありまして、さう不当な軽減措置ではないのであります。ただこの中で少し技術的な細かい問題に入つて恐縮であります。この二十八年中に第三次再評価を行なつて、この法案の所期の目的に積極的に協力をしたとか、その趣旨を体してやつたものは、この二十九年の固定

資産税は、その再評価した、第三次再評価した高くなつた評価基準を以て課税をされ、さうして三十年、三十二年、三十二年の三年間が二十七年年度の課税価格で以て課税を受ける。こ

うことで、二十九年だけがばこつと高くなつて、あとひつこんでゐる、こ

に損益計算書に減価償却の実施状況を附記させることにしております。この措置によつて架空利益計上を阻止しておるわけでありませんが、この配当制限の率、一体二〇％という衆議院の修正というものが果して制限になるかならないか。これは只今も菊川議員からお話がありましたが、この最近における株式会社平均配当率を調べて見ますと、昭和二十八年上期においては日銀調べによると一七・七％になつており、三菱経済研究所の調べによると一六・七五％、二十九年三月期決算においては東京証券取引所の調べによりますと、有配無配両会社の平均で以て一四・六一％であります。又有配会社だけの平均でありますと一八・八五％、このような状態で、而もその配当率というものは漸減している、だん／＼下つていく、下つた結果がさうなつていく。こういう状態でありまして、二〇％ということは殆んど……、殆んどじやない、全然制限をしないということと同じことでもあります。果せるかな日本証券業連合会会長の小池厚之助氏が我々の委員会に於ての発言の中に、笑いながら、私たちは配当制限には絶対反対です、二〇％ならその趣旨と同じです。こういう発言をされていくわけでありまして、二〇％では配当制限とは言えないのだ。そこで少くとも今の二点については、即ち最低再評価限度までの再評価をやらぬ。或いはその

再評価した結果による資産の法定償却の九〇％以上やらない。こういうものについては、本来の趣旨から言えば配当をやらすべきものではない。無配で我慢させるべきものであります。併しなから、いろいろの経済の現在の段階から考へて、まあステップ・バイ・ステップで行くという意味において、政府原案一五％になつていく。そこで我々は満足、甚だ不十分であるとは思いますが、けれども、その線まで下りて一五％、一五％ならば、多少配当制限の効果を發揮できると思ふのであります。

第三の過小の公称資本是正、即ち配当率の適正化の措置、こういう点はどういふことかと、今、菊川委員が問題にされたこの点があるために、私の修正に皆さんがたの左右社会党、改進黨の同調が得られなかつたのであります。再評価積立金の資本組入、これは三〇％がいかに四〇％がいかに、こういう問題であります。私は、この点は資本充実という観点から言ふならば大して問題ではない。それは資本に組入れるか、或いは積立金として内部留保して持つておるかというこの違いであります。資本を充実する点から言へば、大して違いではないのであります。勿論それを三〇％にいたしても、資本に組入れない場合には、配当を一割五分に制限する。この配当を一割五分に制限するということに眼目があるのであります。この一割

五分でおおむねその配当の基準を捕える。そういうことであつて、この資本の、菊川委員の指摘された再評価積立金を食いつぶす。こういうことは資本へ組入れるのであれば減資手続を経なければならぬから少し面倒である、こういうことでありまして、再評価積立金は、再評価法の百七条第一項三号の定めるところによつて、すべての積立金を食いつぶして、なお且つ損が出るといふ場合には、その損金を消すことができる。これをその損金の穴埋めには使えない。そうすることは理論上できないことである。従つて損金を埋めるために再評価積立金を食ふことも、株式の減資をすることも、企業者としての受取り方、或いは一般の投資家の受取り方としては同じシヴィアな気持を以て接しなければならぬということなのである。同じことである。ただ積立金を食ふのだから大したことはない。減資手続ならば、相当経営者としては恥じなければならぬ。こういうことはなく、再評価積立金を食ふのと、減資手続をしよう、企業者としての努力が足りなかつたという点においては同じであつて、一般の投資家もやはりそのようにとるべきであります。(投資家を騙したよ)と呼ぶ者あり。騙される投資家は知識が足りないものであつて、騙されないような知識を持つべきであります。(暴言だよ)と呼ぶ者あり。従つて資本組入れ割合と

いうものは、この問題の中心ではない。その配当を一五％に制限するといふところが問題である。それが証拠に、今の証券界の代表あたりは、資本組入れは四〇％で結構です、配当だけを二〇％の制限にしてみたい、こういうことを言つていく。そこで、そういう点から見ても、私はこの資本組入れを三〇％にするか、四〇％にするかといふことは、本案の狙いとするとこの企業資本の充実という点から考えれば、その根本的な問題ではないと思ふのであります。

なお、これは細かいことになりましたが、同族会社といふものがこの資本組入れを強要されず、従つて先般通つた租税特別措置法によつて資本に組入れられたいわゆる無償増資に当てられたものに対する五分の配当といふものを同族会社だけは損金に算入しない。こういう措置がとられた。同族会社でも大きな会社がございますが、おおむね中小企業者は同族会社が多い。この中小企業者が多いところの同族会社が、その減免措置にあずからないといふことは、甚だ不当であるといふことを、その租税特別措置法の審議の際にも私は強く申して、次の機会には是非正されることを要望したのであります。

が、今度のこの法案においては、同族会社といへども、再評価及び減価償却の実施状況を公示する義務を負わされている。この点から考えると、どうも

は、小等原大蔵大臣も認めておるところであります。西ドイツのごとく、時期を失せず資本の実質的蓄積に役立つ再評価と、それによる企業の充実に努めたならば、日本の産業界は今日のこの危機には遭遇しなかつたのでありましょう。これ政府の資本家に迎合した政策の累積の結果であると言わざるを得ないのであります。

元来資産の再評価が行われる場合、その評価増分の帰属については問題があります。増加したのは、株主の努力によつたものでもありません。取締役の力によつたものでもありません。この二つのものよりも、労働者の労働の生産性に依存することが多いとしたほうが正しいとも考えられます。私は労働全取権論者ではありませんが、この株主、取締役、労働者の順序よりも、労働者、経営に従事する取締役、それから株主というほうが関係が深いようでございます。いずれにしても、株主にも、取締役にも、労働者にも、大きな顔をして再評価による増価分の分け前を主張する資格はないのであります。即ちこの再評価による資産の増価分は、社会の経済界の変動によつて生れたものでありますから、社会に返すべきものであります。それはできません。そこで税として国家に吸上げるということになります。これは恐らく改善の策でありましょう。併しこれも政府にはなかくできぬ相談であり

ます。時期が早ければ、占領中に戦災にかからぬ者に税をかけたためしもあるものでありますから、できぬわけではなく、政府がやり得なかつたまでだと思ふのであります。そうしてそのようなことは資本の蓄積にはならぬと称して、株主に対する配分を本法案はとるのであります。

一方資産の再評価をせぬものに対しては、政府の原案では一割五分、衆議院の修正では二割以上の配分をしてはならぬとして、再評価を強制するといふのであります。今日の株式の市場の情勢から見ても、一割五分でも無意味なのに、二割では再評価を強制する何らの意義を持ちません。ただ、証券業者の思う壺に陥るだけであり、而も政府原案は、四〇%、衆議院修正は三〇%の資本組入れをするときは減免の措置を講ずることとし、再評価を強行しようとするのであります。が、これらは誠に資本に対しては、好意に過ぎる措置はないと思ひます。併しこれでは、インフレ下において各目上の増資をしたにとどまるのであつて、一方的な措置だと言わざるを得ません。労働の企業における働きに対する分配は何ら考慮されていないのであります。固定資産等が十分に償却され、それが内部に留保され、労働者の待遇の面において改善が見られるとするならば、再評価も意義を持つて来るが、本再評価の措置は何ら努力

をしなかつた株主のみの擁護にとどまります。陳腐資産の評価等、多少実質的に企業内容の充実に役立つものもありますが、消極的な面のみであります。

即ちこの際企業内容の充実に期するためには、再評価による増価分は、株主との際は労働者の団体に配分するの方途を講じ、これによつて労働者の企業参加の途を開くのが当を得た方法であります。現行の株式会社制度の下においては、労働者の企業参加の途を開くことが、資産再評価という社会的影響による富の増大の配分に際してとるべき最も賢明な方途であると確信をいたします。(拍手)これが株式の実質的な民主化であり、産業の民主化であり、これが独占資本を避け得る唯一の方途なのであります。かくのごとき方途を講じない限り、労使の協調等はいわゆる武裝平和のごときものであつて、労使の反目はあらゆる機会に爆発するでありましょう。本再評価による資本組入れの措置は、このような方途は何ら講ぜられていないのであります。

が、市場における株価の釘付けによつて企業の充実に安定を測定するわけには参らないのであります。本法案は企業の充実にいうよりも、経済界における変動に対して評価替えを行い、その増価分を旧株主に無意義に帰属せしめて、企業内容の充実に何らの進展を見せないのみならず、労働者に当然帰属すべきものを資本に重点に帰属せしめるのであります。従つて労働者は、この措置によつて将来よくその受くべき報酬が相対的に減ぜられるといふことになるのであります。

なお、政府は資本組入れに際して、減免の措置を講じていますが、将来長く税源を確保するといふことは忘れていないのであつて、この点なか／＼抜け目はないのであります。社会党第二控室に所属するものは、労働者の経営参加といふことに極めて熱心なのであつて、この経営参加の方途を、資産再評価を行うがごとき際に、企業内容である資本と労働の両者に帰属せしめることは、現行制度下において実質的に企業参加の大道を開くものであると確信をするのであります。

我々は衆議院修正の原案に対しては、骨抜き政府原案に拍車をかけたものと考へ、せめて政府原案への復帰の修正を用意するところがあつたのであります。然るに大蔵委員会における自由党の諸君は、政府原案と衆議院修正のいずれにも顔を立てるがごとき、

いわば意味のない木に無意味の花を咲かせるがごとき妥協に終つたのであります。(拍手)我々は、政府原案を支持することによつて、政府与党である自由党の分裂症状を少しでも回復せしめることが、政府議員の頭等なる上司に仕えて困難な作業を続けたことに對するせめてもの贈物と考えたのであります。与党の蔵相をして、その投票に際し躊躇逡巡せしめた曰くつきの本法案は、蔵相すら意に満たざる修正であります。余りにも資本に偏向し、労働に考慮を払わない一方的な本法案は、企業の充実に何らの益なきものであると断ぜざるを得ません。ここに私は、諸君が、特に是非の極風の諸君が、小林政夫君を除いて以外のかたが、本法案に断固として反対せられんことを期待いたします。反対討論を終るものであります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 平林太一君。
〔平林太一君登壇、拍手〕
○平林太一君 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案、内閣提出案原案及び衆議院修正案、更に小林政夫君修正案、右三案を一括いたしました。総括いたします。〔議長みいたなことを言うなと喝ぶ者あり〕ここに無所属クラブを代表し、且つ参議院日本自由党を標榜して(拍手)反対の意を表明し、これが理由を明示せんとするものであります。

すでに菊川、東岡君より反対の意見がありたるにもかかわらず、如何に本法案が杜撰なものであり、むしろ憲法であるということを如実に物語る事実としては、この立案の基本的用意に当つた自由党が寂として声なく(拍手)堂々としてその賛成演説をいたし得ざるといふことは、むしろ暗き事実があるといふことを立証いたしておるのであります。(拍手)更に、より適かに重大なることは、本法案をして否決せしめなければならないことは、本法案の提出者が、すでに世上曰くつきである内閣総理大臣吉田茂ということである。(笑聲、拍手)吉田首相に対する今や全国民の信任は、ことごとく地に払い、速かなる退陣を求めてやまざる側々たる至情が全国の野に山に、津々浦々に漲り渡つておるのである。(拍手)現にこの事実を代表して、昨月二十三日、本院は吉田内閣に対する問責不信の決議案を議決いたしておるのである。然るにもかかわらず今日まで、(法案を知つてゐるのか)と呼ぶ者ありそれが何らの事実として現われておらない。法案の内容を論ずるがごときことは、群小なる政治家のやることであります。(笑聲、拍手)法案そのものを第一義とするか、その法案を提出せる政府が、我が国家の運命を阻害するがごときこの傾向あるときにおいては、法案に先議してその政府を打倒しなければならぬのである。(拍手)これが本議

場において我々がだ、強くその責任を感じて、いやしくもその使命に誤りなきを期するといふことが我々の最大使命であるのであり、(その通り)と呼ぶ者あり)現に昨日名古屋において法務大臣加藤にがしはだ、(笑聲)指揮権発動に対する処置に対しては法務大臣とし、当面、大義法務大臣の行為を忠実に守るのであると言つておる。更に反省をしていない。加藤法務大臣はこの問題に対して、いづれ取りまゐめた上で、この船舶乗取事件に対してはその処置をするであらうと言つておる。今や会期は迫らんとしている今日であります。我々はこの際、この会期中にこの本院の決議を無視せる吉田内閣をして退陣せしめ、総辭職をせしむるにあらざれば、行政政府に対して、この議院がいわゆる敗北をしたといふことに相成るのである。(その通り)と呼ぶ者あり、(拍手)かくのごとき事実になることは、我が憲法政治の基本を破壊することに相成るのである。(その通り)と呼ぶ者あり、(拍手)現にこの内閣は今期国会中において次々に憲法を無視する、憲法を尊重せざる、憲法を蹂躪せる幾多の法律案といふものを(何の法律だ)と呼ぶ者あり)この議場の議決に求めておるのである。而もそれ、それが如何なる修正を与えられてもだ、これを平然として何ら反省するところなく、ただ自己政權の延長に図られるならば、如何なる法案に

対して、如何なる修正を与えられても、これを承認するといふがごとき厚顔無恥の、(何が厚顔無恥だ)「全くだ」と呼ぶ者あり)この内閣現下の実情において、かくのごとき内閣をして一日の命を保たしめるならば、我が国家の運命は一日ずつ縮まつて行くのであるといふことを考えなければならぬ。(拍手)自由党の諸君は、数に於いて吉田に諷刺し、吉田に安撫し、吉田に盲目にして、故に今日の処置としては、この内閣の提出する法律案といふものを次々に否決し、若しくは流すといふことが、我々が国家に対する、いわゆる全国民の要望に対する態度である。(その通り)と呼ぶ者あり)すでに、会期は明日に迫つております。この会期は、断じてこれを延ばしてはいけません。明日を以て打切らして、今日残金の法案といふものは、これはことごとく流さなければならぬ。今日は、政府の代表として緒方竹虎、佐藤榮作の両君が、我が神聖なる議長に対して、会期延長を申入れたといふことを伝えられるのであります。が、(会期はまだ議題でない)と呼ぶ者あり)私はこの際、噂の中に、ややもすれば議長は、職権を以て議案を通すであらうといふがごときことを聞き伝えるのであります。議長においては何とぞこの内閣の運命の鍵を握るこの法案を通さないがために、いわゆ

る議長職権を御行使相ならないよう、切に御自重、御自愛を希うものであります。(拍手)かくて吉田茂君、今や外遊せんとおる。由来外遊とは外に遊ぶと書くのではない。今日までの政府の、いづれの国の元首、いづれの国の代表者といへども、外に遊んだといふがごとき——者は一人もない。(拍手)それぞれの使命を受け、或るときは孤島に、或るときは船舶、艦上において、当該各国の元首、大統領と相会し、臨時に帰国しておるのである。使命を帯びれば、それである。このたびは、一カ月或いは二カ月という、使命を帯びざる、いわゆる吉田茂君老後の、花鳥風月を楽しむ旅行であるからだ。一カ月、二カ月というのである。だから、これは何らの使命を持たざる外国に對する、吉田君のこの国内に身を置くこと能わずして逃走し、逃亡するの行為である。これを阻止することは、内閣総理大臣の職より我々は引ずり落すことである。引ずり降ろすといふことは、明日以後の法案を否決するか、或いは流すかといふことである。その事実を厳乎としてこれを守ることが我々の今日この議場における使命である。この場所は、行政の措置、行政の事務、政府の言ひになる場所ではない。(拍手)この場所は、全国民の輿論に應えんがための政治の場所である。(拍手)故に政治の場所であるか

ら、いわゆる行政的な事務にのみ盲目し、色盲してはならない。いわゆるそのときの政府の活殺を……よければ通過せしむる、悪しき政府であるならば、この議場において処置するといふ必要のために、議會制度といふものはできている。自由党の諸君、心静かに聞き給え。(拍手)長く吉田に諷刺することは、もはやお見限りをつけることが、諸君が次の選挙にめでたく御当選に相成ることになるのである。(拍手)これ以上続けておらるるならば、諸君の政治的生命といふものは、全国民からことごとく排撃せられるだろうといふことを。(拍手)私自身も、自由党の諸君とは相見知りであるから、心からこの忠告を申上げるのである。(拍手)これにつけても、この法案に対する反対をするといふことは、あえてこの法案に反対するといふその行為は、全部の法案に反対をせなければならぬいその理由を、ここに明らかに明示して、本法案に対する重大なる反対の理由とするものである。(拍手)○議長(河井清八君) 平林君の演説のうちには、不穏当な言葉があつたと認めます。速記録を取調べた上において適当な処置をとります。(拍手)これにて討論の通告者の発言は、全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長

昭和二十九年五月三十日 参議院會議録第五十四号 会期延長の件

報告は、修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正通り議決せられました。(拍手)

〔三輪貞治君発言の許可を求めむ〕

○議長(河井彌八郎) 登壇を求めます。

〔三輪貞治君登壇、拍手〕

○三輪貞治君 私の先ほどの討論中、委員長の報告内容につき申述べました加藤君の表決態度に関する件は、私の勘違いでありましたので、ここにこれを取消します。

○議長(河井彌八郎) この際、会期延長の件についてお諮りいたします。

議長は、衆議院議長と協議の結果、国会の会期を六月三日まで三日間、延長することに協定いたしました。

これより会期を六月三日まで三日間延長することにつき採決をいたします。この表決は、記名投票を以て行います。会期を六月三日まで三日間、延長することに賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票願います。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(河井彌八郎) 投票漏れはございませんか……。投票漏れはないと認めます。

これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(河井彌八郎) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百九十六票。

白色票 百十六票。

青色票 八十票。

よつて会期は、六月三日まで三日間、延長することに決しました。

〔参照〕

賛成者(白色票)氏名 百十六名

佐藤 尚武君	小林 武治君
小村 政夫君	岸 良一君
梶原 茂嘉君	楠見 義男君
柏木 康治君	井野 碩哉君
石黒 忠篤君	飯島通次郎君
加賀山之雄君	赤木 正雄君
森 八三二君	森田 義衛君
村上 義一君	三浦 辰雄君
前田 穰君	廣瀬 久忠君
後藤 文夫君	早川 慎一君
野田 俊作君	豊田 雅孝君
田村 文吉君	館 哲二君
竹下 豊次君	高橋 道男君
杉山 昌作君	高瀬莊太郎君
高木 正夫君	島村 軍次君
白井 勇君	横川 信夫君

深水 六郎君	木村 守江君
安井 謙君	伊能 芳雄君
青柳 秀夫君	高野 一夫君
西川弥平治君	石井 桂君
井上 清一君	関根 久蔵君
川口爲之助君	吉田 萬次君
酒井 利雄君	佐藤清一郎君
鈴木 幸弘君	谷口弥三郎君
宮本 邦彦君	長島 銀藏君
長谷山行教君	宮田 重文君
滝井治三郎君	田中 啓一君
大矢半次郎君	石川 榮一君
岡崎 眞一君	石原幹市郎君
植竹 春彦君	岡田 信次君
松岡 平市君	大谷 豊清君
西郷吉之助君	中川 幸平君
左藤 義詮君	寺尾 豊君
中川 以良君	山縣 勝見君
重宗 雄三君	津島 壽一君
青木 一男君	大野木秀次郎君
小龍 彬君	古池 信三君
伊能繁次郎君	杉原 荒太君
榊原 亨君	大谷 實雄君
宮澤 喜一君	高橋 衛君
横山 フク君	西岡 ハル君
重政 庸徳君	小澤久太郎君
鹿島守之助君	木内 四郎君
藤野 繁雄君	雨森 常夫君
石村 幸作君	青山 正一君
秋山俊一郎君	入交 太蔵君
仁田 竹一君	松平 勇雄君
加藤 武徳君	上原 正吉君
郡 祐一君	山本 米治君
小野 義夫君	愛知 揆一君
平井 太郎君	川村 松助君

反対者(青色票)氏名

八十名

堀 末治君	白波瀬米吉君
池田宇右衛門君	島津 忠彦君
松野 鶴平君	小林 英三君
草葉 隆圓君	泉山 三六君
黒川 武雄君	石坂 豊一君
井上 知治君	岩沢 忠恭君
木村篤太郎君	三浦 義男君
永岡 光治君	三輪 貞治君
湯山 勇君	大和 興一君
内村 清次君	秋山 長造君
阿具根 登君	海野 三朗君
大倉 精一君	河合 義一君
岡 三郎君	亀田 得治君
小松 正雄君	近藤 信一君
竹中 勝男君	清澤 俊英君
成瀬 峰治君	小林 亦治君
小酒井義男君	佐多 忠隆君
重盛 壽治君	江田 三郎君
小林 孝平君	久保 等君
堂森 芳夫君	田畑 金光君
高田なほ子君	安部キミ子君
矢嶋 三義君	藤田 進君
岡田 宗司君	田中 一君
戸叶 武君	栗山 良夫君
吉田 法晴君	藤原 道子君
小笠原三男君	菊川 孝夫君
若木 勝蔵君	山田 節男君
天田 勝正君	松本治一郎君
中田 吉雄君	三橋八次郎君
千葉 信君	羽生 三七君
野濤 勝君	荒木正三郎君
三木 治朗君	山下 義信君
市川 房枝君	東 隆君

○議長(河井彌八郎) 議事の都合により、本日はこれにて延会いたします。次会の議事日程は、決定次第公報を以て御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後十一時九分散会

○本日の会議に付した事件

一、皇室會議予備議員の選挙

一、檢察官資格審査会委員の選挙

一、国土総合開発審議会委員の選挙

一、中央青少年問題協議会委員の選挙

一、日本ユネスコ国内委員会委員の選挙

一、日程第一 臨時疎安需給安定法案

一、日程第二 疎安工業合理化及び

疎安輸出調整臨時措置法案

案

一、日程第二 疎安工業合理化及び

疎安輸出調整臨時措置法案

昭和二十九年五月三十日 参議院會議録第五十四号

- 一、日程第三 教育公務員特例法の
一部を改正する法律案
- 一、日程第四 学校給食法案
- 一、日程第五 日本国における国際
連合の軍隊の地位に関する協定の
実施に伴う土地等の使用及び漁船
の操業制限等に関する法律案
- 一、日程第六 企業資本充実のため
の資産再評価等の特別措置法案
- 一、会期延長の件

出席者は左の通り。

議員

議長 河井 彌八君
副議長 重宗 雄三君

河野 謙三君 佐藤 尚武君
小林 武治君 小林 政夫君
岸 良一君 片柳 眞吉君
梶原 茂嘉君 楠見 義男君
柏木 庫治君 井野 碩哉君
石黒 忠篤君 飯島通次郎君
加賀山之雄君 赤木 正雄君
森 入三三君 森田 義衛君
村上 義一君 三木與吉郎君
三浦 辰雄君 前田 穰君
廣瀬 久忠君 後藤 文夫君
早川 慎一君 野田 俊作君
豊田 雅孝君 田村 文吉君
館 哲二君 竹下 豊次君
高橋 道男君 杉山 昌作君
高瀬莊太郎君 高木 正夫君
島村 軍次君 白井 勇君
横川 信夫君 深水 六郎君
木村 守江君 安井 謙君

伊能 芳雄君 青柳 秀夫君
高野 一夫君 西川弥平治君
石井 桂君 井上 清一君
関根 久蔵君 川口爲之助君
吉田 萬次君 酒井 利雄君
佐藤清一郎君 劍木 李弘君
谷口弥三郎君 宮本 邦彦君
長島 銀藏君 長谷山行毅君
宮田 重文君 滝井治三郎君
田中 啓一君 大矢半次郎君
石川 榮一君 岡崎 眞一君
石原幹市郎君 植竹 春彦君
岡田 信次君 松岡 平市君
大谷 盛清君 一松 政二君
西郷吉之助君 中川 幸平君
北村 一男君 左藤 義詮君
寺尾 豊君 中山 壽彦君
中川 以良君 山縣 勝見君
津島 壽一君 青木 一男君
大野木秀次郎君 小瀧 彬君
古池 信三君 伊能繁次郎君
杉原 荒太君 柳原 亨君
大谷 賀雄君 宮澤 喜一君
高橋 衛君 横山 フク君
西岡 ハル君 重政 庸徳君
小澤久太郎君 鹿島守之助君
木内 四郎君 藤野 繁雄君
雨森 常夫君 石村 幸作君
青山 正一君 秋山俊一郎君
入交 太蔵君 仁田 竹一君
松平 勇雄君 永岡 光治君
加藤 武徳君 上原 正吉君
郡 祐一君 山本 米治君
小野 義夫君 愛知 揆一君
三輪 貞治君 平井 太郎君

川村 松助君 堀 末治君
白波瀬米吉君 池田中右衛門君
島津 忠彦君 湯山 勇君
大和 興一君 松野 鶴平君
小林 英三君 草葉 隆圓君
泉山 三六君 黒川 武雄君
石坂 豊一君 井上 知治君
岩沢 忠恭君 木下 源吾君
内村 清次君 秋山 長造君
阿具根 登君 海野 三朗君
大倉 精一君 河合 義一君
岡 三郎君 龜田 得治君
小松 正雄君 近藤 信一君
竹中 勝男君 清澤 俊英君
成瀬 婦治君 小林 亦治君
小酒井義男君 佐多 忠隆君
重盛 壽治君 江田 三郎君
久保 等君 堂森 芳夫君
田畑 金光君 森崎 隆君
高田なほ子君 安部キミ子君
矢嶋 三義君 藤田 進君
岡田 宗司君 田中 一君
戸叶 武君 栗山 良夫君
吉田 法晴君 藤原 道子君
小笠原三三男君 菊川 孝夫君
若木 勝蔵君 山田 節男君
天田 勝正君 松本治一郎君
中田 吉雄君 三橋八次郎君
千葉 信君 羽生 三七君
野溝 勝君 荒木正三郎君
三木 治朗君 山下 義信君
市川 房枝君 東 隆君
木村篤太郎君 三浦 義男君
石川 清一君 有馬 英二君
鈴木 强平君 松浦 清一君

赤松 常子君 深川タマエ君
武藤 常介君 寺本 廣作君
松浦 定義君 須藤 五郎君
平林 太一君 加藤シヅエ君
鈴木 一君 加瀬 完君
千田 正君 松澤 兼人君
上條 愛一君 最上 英子君
堀木 鎌三君 笹森 順造君
菊田 七平君 長谷部ひろ君
木村福八郎君 相馬 助治君
村尾 重雄君 棚橋 小虎君
鶴見 祐輔君 一松 定吉君
吉米地義三君 松原 一彦君
羽仁 五郎君 大山 郁夫君

農林大臣 保利 茂君
通商産業大臣 愛知 揆一君
労働大臣 小坂善太郎君
政府委員 大蔵政務次官 植木庚子郎君
文部政務次官 福井 勇君

昭和二十九年五月三十日 参議院会議録第五十四号

一三〇八

昭和二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十五円
送料別

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段三三五一
振替東京一九〇〇官報課